

# 令和3年提案 対応状況 (都道府県別)

令和3年12月21日

内閣府地方分権改革推進室

# 目次

都道府県名	ページ	都道府県名	ページ
北海道	1	滋賀県	39
青森県	2	京都府	41
岩手県	3	大阪府	44
宮城県	4	兵庫県	48
秋田県	6	奈良県	52
山形県	7	和歌山県	53
福島県	8	鳥取県	56
茨城県	11	島根県	59
栃木県	13	岡山県	60
群馬県	14	広島県	62
埼玉県	16	山口県	65
千葉県	19	徳島県	66
東京都	20	香川県	69
神奈川県	22	愛媛県	70
新潟県	25	高知県	72
富山県	27	福岡県	74
石川県	28	佐賀県	76
福井県	29	長崎県	78
山梨県	30	熊本県	80
長野県	31	大分県	82
岐阜県	33	宮崎県	84
静岡県	34	鹿児島県	86
愛知県	35	沖縄県	88
三重県	38		

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（北海道関連）（5件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
111	北広島市、船橋市	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び住民基本台帳情報の調査時における支援措置情報の提供	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報と併せてDV等支援措置の有無を識別できるようにすること。	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	5【内閣府(9)(ii)】【警察庁(1)(ii)】【総務省(9)(iv)】【厚生労働省(39)(iii)】 住民基本台帳法(昭42法81) DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。
112	北広島市、恵庭市	地方税法第354条の2に基づく所得税又は法人税に関する書類の閲覧方法の見直し	固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要な所得税又は法人税に関する書類について【第一】国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること。 【第二】市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外(※)の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること。 ※当該市町村を所轄する税務署以外	デジタル庁、総務省、財務省	5【デジタル庁(2)】【総務省(5)(ii)】【財務省(3)】 地方税法(昭25法226) 償却資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等(354条の2)の規定に基づく閲覧事務については、国及び地方公共団体の間での当該事務の更なる効率化の観点から、地方公共団体が電子的な手段により閲覧できる国税情報の拡充の実現に向け、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、地方公共団体の意向も踏まえつつ、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
126	北海道	北方領土問題等に関する国又は都道府県への請願における電子署名の取扱いの明確化	当団体では、これまで北方領土問題等に関する取組として、総理大臣等に対して要請書等を提出する請願を行っている。 近年、技術的にはインターネットによる署名も可能となっているが、国又は都道府県への請願に際して、インターネットにより収集した署名(以下「電子署名」という。)の添付の可否や署名者の本人確認など、その取扱いが明確化されていないため、通知等において明確化されたい。	内閣官房、内閣府	5【内閣官房(1)】【内閣府(2)】 請願法(昭22法13) 請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等は現行制度上も可能である旨を、ホームページで周知する。 [措置済み(内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」にて公表)]
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
216	苫小牧市	介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画期間の見直し	介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について、3年を一期として定めることとされているところを、6年を一期として定めることとし、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取組、その他市町村が実施する施策等に関することは6年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに介護保険料の設定は、介護報酬改定にあわせ3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しとして行うこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xiii)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（青森県関連）（3件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
18	階上町、八王子市	国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供を可能とすること	滞納者等の所在をより円滑に把握するため、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11に基づく、徴収職員又は徴税吏員（以下「徴収職員等」という。）から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」で明確化すること。	個人情報保護委員会、総務省、財務省	5【個人情報保護委員会(1)】【総務省(3)】【財務省(2)】 郵便法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57) 地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請(地方税法20条の11(同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われる協力要請を含む。))として徴税吏員が日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合の取扱いについては、郵便法8条2項に定められた郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る守秘義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、令和4年夏までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
102	秋田県、青森県  【重点20】	と畜場法第14条に規定される検査におけると畜検査員が行う検査の一部簡略化	と畜場法第14条に規定される検査について、食鳥処理法第15条第7項に規定される検査方法と同様の仕組みを制度化し、自治体が選択的に導入できるようにすること。 例えば、と畜場法第10条に規定される作業衛生責任者など、と畜検査員以外の一定の知見を有する者が内臓や枝肉等の異常の確認を行った場合には、と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (29)と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、公衆衛生獣医師の有効活用や確保に資する先行事例を収集し、都道府県及び保健所設置市に令和3年度中に通知するとともに、効率的な検査の実施など地域の実情に応じた当該検査の在り方について、都道府県及び保健所設置市の意見を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。
208	岩手県、青森県、宮城県、宮古市、久慈市、西和賀町、田野畑村、一戸町	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付申請受付時期の見直し	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付の内示の時期を早めるか、変更交付申請書の提出期限を見直すこと。 なお、提出期限の遅くとも2週間前には変更交付の内示をいただくことが可能となるスケジュールが望ましいこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (v)地域支援事業に係る交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、省令を改正しその算定期間を見直すことにより、変更交付申請に係る手続の運用の改善を図る。 [措置済み(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号)、令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知等)]

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（岩手県関連）（4件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
1	紫波町、川越市  【重点22】	農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化	教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間での原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。	文部科学省、農林水産省	5【文部科学省(8)】【農林水産省(6)】 文化財保護法(昭25法214)及び農地法(昭27法229) 地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、令和3年度中に省令を改正し、農地転用許可(農地法4条1項及び5条1項)を不要とする。
101	秋田県、岩手県、宮城県	公益認定等総合情報システム(PICTIS)における入力方法等の見直しを通じた事務負担軽減	PICTISの入力にあたって、会計システム等との連携など、過年度数値や決算書数値を法人(公益法人及び移行法人)が直接入力することなく自動転記される仕組みに見直しをいただきたい。 上記が難しい場合は、ガイドに従い決算書数値等を入力することで様式に反映されるような(源泉徴収票の数値入力による所得税確定申告のような)仕様にしていただきたい。 上記2点が難しい場合は、Excel様式を改善し、過年度数値等が自動反映され、条件付き書式等により自動移行値であることを確認できるようにしていただきたい。 その他、入力事項の簡素化、入力事項の転記の容易化など、事務負担軽減策を講じていただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (13)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 財産目録等の提出(22条)において利用される公益認定等総合情報システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県からの意見聴取を行った上で、機能改善及び費用分担について検討を行い、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
125	長野県、岩手県、福島県	国定公園の公園計画の決定等に係る手続きの簡素化等	国定公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、一連の手続きが非常に煩雑である。 公園計画の決定等に係る一連の手続きについて簡素化(具体的には通知で「都道府県を経由することになっている環境省原案の国の関係地方行政機関への協議」は環境省で直接行うなど)していただきたい。	環境省	5【環境省】 (2)自然公園法(昭32法161) 環境大臣が国定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せずに実施することとし、その旨を都道府県に令和3年度中に通知する。
208	岩手県、青森県、宮城県、宮古市、久慈市、西和賀町、田野畑村、一戸町	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付申請受付時期の見直し	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付の内示の時期を早めるか、変更交付申請書の提出期限を見直すこと。 なお、提出期限の遅くとも2週間前には変更交付の内示をいただくことが可能となるスケジュールが望ましいこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (v)地域支援事業に係る交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、省令を改正しその算定期間を見直すことにより、変更交付申請に係る手続きの運用の改善を図る。 [措置済み(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号)、令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知等)]

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（宮城県関連）（10件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
28	宮城県、三重県、広島県	職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること	日本での就職を希望する留学生の地方の中小企業への就職を促進するため、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。	法務省、文部科学省、厚生労働省	5【法務省(5)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(27)】 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64)職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受けける外国人については、以下のとおりとする。 ・「研修」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表1の4)が付与され得ることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
67	福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
101	秋田県、岩手県、宮城県	公益認定等総合情報システム(PICTIS)における入力方法等における見直しを通じた事務負担軽減	PICTISの入力にあたって、会計システム等との連携など、過年度数値や決算書数値を法人(公益法人及び移行法人)が直接入力することなく自動転記される仕組みに見直しをいただきたい。 上記が難しい場合は、ガイドに従い決算書数値等を入力することで様式に反映されるような(源泉徴収票の数値入力による所得税確定申告のような)仕様にしていただきたい。 上記2点が難しい場合は、Excel様式を改善し、過年度数値等が自動反映され、条件付き書式等により自動移行値であることを確認できるようにしていただきたい。 その他、入力事項の簡素化、入力事項の転記の容易化など、事務負担軽減策を講じていただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (13)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49)財産目録等の提出(22条)において利用される公益認定等総合情報システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県からの意見聴取を行った上で、機能改善及び費用分担について検討を行い、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  【重点10】	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
176	広島県、中国地方知事会、宮城県、広島市	保健師等の業務従事状況に係る届出の見直し	保健師等の業務従事状況に係る届出について、 ①本人からではなく就業先からの届出を可能とすること ②電子での届出も可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
177	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命令する場合のみ提出させることとする。	環境省	5【農林水産省(17)】【環境省(12)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

178	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	バルクローリーに係る許可等の一本化	バルクローリー(LPガスの運搬車)の許可等について、液石法上の許可を受けた場合には、高圧法上の許可を不要とすること ※液石法:液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ※高圧法:高圧ガス保安法	経済産業省	5【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)及び充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
179	広島県、宮城県	下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出資料の簡素化	下水道法に基づく下水道事業計画の協議及び都市計画法に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料について、電子媒体による提出を可能とすることを求める。 また、資料を紙媒体で提出する場合にも、共通する資料は一方の手続における提出をもって足りることとし、再度の提出を不要とすることを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (12)下水道法(昭33法79)及び都市計画法(昭43法100) 公共下水道又は流域下水道の事業計画の協議等(下水道法4条2項及び4項並びに25条の23第2項及び5項)及び下水道に関する都市計画事業の認可の申請(都市計画法60条1項)に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知、令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)]
180	広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会	地方公共団体の取り組みを阻害しない形での旅券発給業務の電子申請の導入	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身近な窓口を」「どこでも」利用できるようにするため、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、こうしたこれまでの地方独自の住民利便性向上のための取組成果が電子申請でも利用できるようなするなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。	デジタル庁、外務省	5【デジタル庁(3)】【外務省(2)】 旅券法(昭26法267) 一般旅券の発給の申請及び紛失又は焼失の届出に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。
208	岩手県、青森県、宮城県、宮古市、久慈市、西和賀町、田野畑村、一戸町	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付申請受付時期の見直し	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付の内示の時期を早めるか、変更交付申請書の提出期限を見直すこと。 なお、提出期限の遅くとも2週間前には変更交付の内示をいただくことが可能となるスケジュールが望ましいこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (v)地域支援事業に係る交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、省令を改正しその算定期間を見直すことにより、変更交付申請に係る手続の運用の改善を図る。 [措置済み(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号)、令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知等)]

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（秋田県関連）（3件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
101	秋田県、岩手県、宮城県	公益認定等総合情報システム(PICTIS)における入力方法等の見直しを通じた事務負担軽減	PICTISの入力にあたって、会計システム等との連携など、過年度数値や決算書数値を法人(公益法人及び移行法人)が直接入力することなく自動転記される仕組みに見直しをいただきたい。 上記が難しい場合は、ガイドに従い決算書数値等を入力することで様式に反映されるような(源泉徴収票の数値入力による所得税確定申告のような)仕様にしていきたい。 上記2点が難しい場合は、Excel様式を改善し、過年度数値等が自動反映され、条件付き書式等により自動移行値であることを確認できるようにしていきたい。 その他、入力事項の簡素化、入力事項の転記の容易化など、事務負担軽減策を講じていただきたい。	内閣府	5【内閣府】 (13)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 財産目録等の提出(22条)において利用される公益認定等総合情報システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県からの意見聴取を行った上で、機能改善及び費用負担について検討を行い、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
102	秋田県、青森県  【重点20】	と畜場法第14条に規定される検査におけると畜検査員が行う検査の一部簡略化	と畜場法第14条に規定される検査について、食鳥処理法第15条第7項に規定される検査方法と同様の仕組みを制度化し、自治体が選択的に導入できるようにすること。 例えば、と畜場法第10条に規定される作業衛生責任者など、と畜検査員以外の一定の知見を有する者が内臓や枝肉等の異常の確認を行った場合には、と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できるようにすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (29)と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、公衆衛生獣医師の有効活用や確保に資する先行事例を収集し、都道府県及び保健所設置市に令和3年度中に通知するとともに、効率的な検査の実施など地域の実情に応じた当該検査の在り方について、都道府県及び保健所設置市の意見を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。
103	秋田県、横手市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、美郷町、羽後町、川越市、長野県	社会資本整備総合交付金システムによる申請等に係る事務手続きの簡素化等	社会資本整備総合交付金の申請等に係る事務全般については、平成30年度からシステム運用が開始され、令和元年度から本格運用されているが、システム外で別途従来様式の書類での提出が求められているほか、システムの不備等(数値入力の重複等に係る作業負担が大きい、軽微な修正が困難である、マニュアルが不十分である等)が非常に多く、申請等に係る事務にあたり多大な時間を要しているため、事務手続きの大幅な簡素化及びシステムに係る問い合わせへの円滑な対応等を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (21)社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・社会資本整備総合交付金システムで実施している予算に係る要望作業については、令和4年度予算から別途の書類の提出を不要とする。 [措置済み(令和3年11月4日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)] ・申請等に係る入力事務を効率化するため、令和3年度中に当該システムの機能等を改善する。

## 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（山形県関連）（0件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
------	-------	---------------	-------------	-----------------	---

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（福島県関連）（20件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
3	吉川市、郡山市	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置の見直し	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置について、意図的な受入調整による措置適用の回避を防止し、適正な利用定員の設定及び施設型給付費等の適正化を促すため、指導監督してきたにもかかわらず、利用定員の変更申請等が行われない場合には、公定価格を減算調整できることとするなど、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直す。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(16)(iv)】【文部科学省(11)(iii)】【厚生労働省(50)(iii)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者については、実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要があることを、地方公共団体に令和3年度中に改めて周知する。
11	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県  【重点36】	住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (ii)公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であつて、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。
19	安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県  【重点21】	農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和	認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げることを、または、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (7)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件(8条5項)については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。
24	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きの簡素化	補正予算等で措置された農業農村整備事業(翌債)に係る事故繰越しの事務手続きについて、簡素化を求める。	財務省、農林水産省	5【財務省(10)】【農林水産省(15)】 食料・農業・農村基本法(平11法106) 農業農村整備事業において、財政法(昭22法34)42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に令和3年度中に通知する。
25	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化(補助申請時の計画書の記載を市町村等の事業主体単位とするとともに、個別地区は一覧表として申請書類に添付すること等)を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、災害復旧事業補助計画書(施行令7条)の地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とするなど、運用の改善を図る。
26	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する都道府県知事指定講習の指定範囲・方法の明確化等	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する宅地建物取引士証の交付及び更新の際に受講が義務付けられている法定講習(都道府県知事が指定する講習)について、登録都道府県知事が個別に講習を指定する以外にも、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事において法定講習として包括的に指定できることを法令等において明確化することを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (6)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の都道府県知事による指定(22条の2第2項)については、他の都道府県知事が指定する講習を指定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。

27	福島県	森林経営計画制度と保安林制度の整合性の確保	市町村が認定した森林経営計画と保安林における皆伐による立木伐採の都道府県許可との間で整合性を制度的に確保することを求める。 具体的には、市町村が認定した森林経営計画に記載された保安林での皆伐による立木の伐採については、都道府県知事の許可を不要とする仕組みや、都道府県知事が許可すべき皆伐面積の限度の算出に反映させる仕組みの構築などを求めるもの。	農林水産省	5【農林水産省】 (8)森林法(昭26法249) (ii)保安林における立木の伐採の許可(34条1項)については、地方公共団体による当該許可に係る事務の円滑な実施を図るため、森林経営計画(11条)の認定を受けた森林所有者等が、皆伐面積の限度(施行令4条の2第3項)内で当該計画どおりに伐採を実施できるよう、保安林には皆伐面積の限度が設定されていることを踏まえ、森林所有者等が毎年度可能な限り早期に申請を行うことが効果的であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
34	石川県、福島県	自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金制度の運用改善	複数年の事業については、「国庫債務負担行為」もしくは「全体設計制度」(2年度以上にわたる工事等)については、その工事等の全体設計を国が事前に把握し、2年目以降の工事等に対し、優先的に補助金を配分する制度(国交省において運用)などの方法により、2年目以降の補助金を優先的に確保・交付する。	環境省	5【環境省】 (15)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金 ・国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)の活用等により、複数年にわたる契約の締結を可能とすることについて、予算配分及び執行状況並びに都道府県の意見を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
40	神奈川県、福島県	地方消費者行政強化交付金に関する市町村の事業計画の提出に係る事務の効率化	地方消費者行政強化交付金の強化事業に関する事業計画を各市町村が提出する際、都道府県でとりまとめをすることなく直接消費者庁へ提出するなど、効率的な運用を行うよう改善を求める。	消費者庁	5【消費者庁】 (2)地方消費者行政強化交付金 地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、当該交付金事業に係る実施計画書及び実績報告書の記載内容の簡素化等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
64	岐阜県、郡山市	月途中での入退園等に係る施設等利用費の日割り計算の簡素化	月途中での入退園等における施設等利用費の日割り計算について、計算過程での端数分の取扱いや開所日数の算出方法を見直す等の事務の簡素化を求める。 現行制度で明確になっていない日割り計算で発生する10円未満の端数分の取扱いについては、例えば、端数分は市町村が負担する等、取扱いの明確化を求める。また、施設等利用費の日割り計算は、「その月の開所日数」を用いて算出するが、当該日数は各施設で異なるため、例えば施設型給付費の様に、「その月の開所日数」を25日と設定する等、統一的な考え方を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(16)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(50)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)子育てのための施設等利用給付(30条の2)を受ける保護者が、月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合等における施設等利用費の日割り計算については、以下の措置を講ずる。 ・特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)における日割り計算の基礎となる日数については、市町村及び事業者の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、現在「施設又は事業所を開所する日数」であるところ、一律、「その月の平日の日数」とする。 ・日割り計算において生じた10円未満の端数については、支給の対象とはしていなかったところ、事業者又は保護者(以下この事項において「事業者等」という。)の負担を軽減する観点から、10円未満の端数を切捨てせずに、市町村から事業者等に施設等利用費として支給することとし、その旨を地方公共団体に令和3年度中に通知する。
97	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、川越市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、下仁田町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、邑楽町	予防接種を行う医師についての公告の廃止	予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止すること	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)予防接種法(昭23法68) 予防接種を行う医師の氏名等の公告(施行令4条1項)に係る事務については、地方公共団体及び医療機関の事務負担を軽減するため、市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事の要請(同項)は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること、変更時等の公告(同条2項)は変更等の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)]
98	群馬県、福島県、茨城県  【重点18】	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	環境省	5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (ii)大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務(28条3項)及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務(28条4項)については、令和6年度に運用開始を予定している電子システムの在り方を踏まえつつ、事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
118	高知市、郡山市	子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額算定事務等に係る地方税情報のマイナンバー制度における情報連携項目の追加	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補給給付事業に関する事務手続において対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「給与収入額」「公的年金等収入額」「本人該当区分(同一生計内配偶者、控除対象障害者、控除対象寡婦・ひとり親、控除対象勤労学生、扶養控除対象、16歳未満扶養親族)」をマイナンバー制度において情報連携できるようにしていただきたい。	内閣府、デジタル庁	—

123	長野県、福島県	農作物有害動植物防除実施要綱が技術的助言であることの明確化	植物防疫法第6章に基づいて都道府県が行う有害動植物の防除について、農作物有害動植物防除実施要綱(以下、「要綱」という)が示されているが、当該要綱はあくまでも技術的助言であることから、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針の策定や市町村計画の策定等が義務付けられていないことを明確化することを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (4)植物防疫法(昭25法151) 農作物有害動植物防除実施要綱(昭47農林水産事務次官)で都道府県が行う防疫(29条から33条)に関する措置として策定することとされている都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)]
125	長野県、岩手県、福島県	国立公園の公園計画の決定等に係る手続きの簡素化等	国立公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、一連の手続きが非常に煩雑である。公園計画の決定等に係る一連の手続きについて簡素化(具体的には通知で「都道府県を経由することになっている環境省原案の国の関係地方行政機関への協議」は環境省で直接行うなど)していただきたい。	環境省	5【環境省】 (2)自然公園法(昭32法161) 環境大臣が国立公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せずに実施することとし、その旨を都道府県に令和3年度中に通知する。
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  【重点10】	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
166	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化	保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づく業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。また、衛生行政報告例にあわせた集計作業を廃止すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
189	指定都市市長会、福島県、平塚市	生活保護法第29条に基づく生活保護の決定及び実施に係る調査費用の負担者についての明確化	生活保護法第29条にもとづく調査にかかる費用の負担先について明確化すること	厚生労働省	—
194	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県  【重点36】	住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合
200	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市  【重点25】	新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長	建築基準法第85条第1項及び第2項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後3ヶ月間存続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により2年以内の期間を限って存続期間の延長が可能になっている。新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時的医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	5【内閣官房(2)】【厚生労働省(20)】【国土交通省(2)(iii)】 建築基準法(昭25法201) 新型コロナウイルス感染症対応のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3ヶ月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（茨城県関連）（9件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
11	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県  【重点36】	住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (ii)公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であつて、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。
24	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きの簡素化	補正予算等で措置された農業農村整備事業(翌債)に係る事故繰越しの事務手続きについて、簡素化を求める。	財務省、農林水産省	5【財務省(10)】【農林水産省(15)】 食料・農業・農村基本法(平11法106) 農業農村整備事業において、財政法(昭22法34)42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に令和3年度中に通知する。
25	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化(補助申請時の計画書の記載を市町村等の事業主体単位とするとともに、個別地区は一覧表として申請書類に添付すること等)を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、災害復旧事業補助計画書(施行令7条)の地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とするなど、運用の改善を図る。
26	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する都道府県知事指定講習の指定範囲・方法の明確化等	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する宅地建物取引士証の交付及び更新の際に受講が義務付けられている法定講習(都道府県知事が指定する講習)について、登録都道府県知事が個別に講習を指定する以外にも、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事において法定講習として包括的に指定できることを法令等において明確化することを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (6)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の都道府県知事による指定(22条の2第2項)については、他の都道府県知事が指定する講習を指定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
44	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市  【重点9】	70歳以上の国民健康保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が2割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (33)国民健康保険法(昭33法192) (i)国民健康保険における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(42条1項)については、被保険者等及び市区町村の負担を軽減するため、省令を改正し、市区町村が当該被保険者等の負担割合が2割となることを確認できる場合は、世帯主からの申請(施行規則24条の3第1項)によらず、負担割合を2割とする(施行令27条の2第3項1号又は2号)ことを可能とする。 [措置済み(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))]
45	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市  【重点9】	後期高齢者医療保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	後期高齢者医療保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が1割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (43)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(67条1項)については、被保険者及び市区町村等の負担を軽減するため、省令を改正し、後期高齢者医療広域連合が当該被保険者の負担割合が1割となることを確認できる場合は、被保険者からの申請(施行規則32条1項)によらず、負担割合を1割とする(施行令7条3項1号又は2号)ことを可能とする。 [措置済み(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))]

96	群馬県、茨城県、新潟県、長野県	土地改良事業関係補助事業における繰越分及び国庫債務負担行為に係る事業完了後の実績報告書の提出期限の見直し	全額概算払いを受けた土地改良事業関係補助事業の繰越分及び国庫債務負担行為に係る補助事業完了後の実績報告書の提出期限について、交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) (iii)土地改良事業(2条2項)等に係る補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の期日については、一部が補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日とされているが、令和3年度中に省令を改正し、補助事業の完了した年度の翌年度の6月10日までとし、その旨を地方農政局及び地方公共団体に通知する。
97	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、川越市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、下仁田町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、邑楽町	予防接種を行う医師についての公告の廃止	予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止すること	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)予防接種法(昭23法68) 予防接種を行う医師の氏名等の公告(施行令第4条1項)に係る事務については、地方公共団体及び医療機関の事務負担を軽減するため、市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事の要請(同項)は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること、変更時等の公告(同条2項)は変更等の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)]
98	群馬県、福島県、茨城県  【重点18】	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	環境省	5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (ii)大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務(28条3項)及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務(28条4項)については、令和6年度に運用開始を予定している電子システムの在り方を踏まえつつ、事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（栃木県関連）（6件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
11	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県  【重点36】	住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (ii)公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であつて、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。
25	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化(補助申請時の計画書の記載を市町村等の事業主体単位とするとともに、個別地区は一覧表として申請書類に添付すること等)を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、災害復旧事業補助計画(施行令7条)の地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とするなど、運用の改善を図る。
26	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する都道府県知事指定講習の指定範囲・方法の明確化等	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する宅地建物取引士証の交付及び更新の際に受講が義務付けられている法定講習(都道府県知事が指定する講習)について、登録都道府県知事が個別に講習を指定する以外にも、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事において法定講習として包括的に指定できることを法令等において明確化することを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (6)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の都道府県知事による指定(22条の2第2項)については、他の都道府県知事が指定する講習を指定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
97	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、川越市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、下仁田町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、邑楽町	予防接種を行う医師についての公告の廃止	予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止すること	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)予防接種法(昭23法68) 予防接種を行う医師の氏名等の公告(施行令4条1項)に係る事務については、地方公共団体及び医療機関の事務負担を軽減するため、市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事の要請(同項)は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること、変更時等の公告(同条2項)は変更等の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)]
212	那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町  【重点29】	地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化	市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める。	法務省、国土交通省	5【法務省(3)】【国土交通省(3)(iii)】 国土調査法(昭26法180) 地籍調査(2条1項3号)については、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を、法務局及び地方方法務局並びに地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・上記通知については、運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図ることとする。
213	那須塩原市、さくら市、高根沢町  【重点28】	市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直し	土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) (ii)市町村(特別区を含む。)が災害又は突発事故被害のため急速に行う土地改良事業(96条の4第1項において準用する87条の5第1項)については、その応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（群馬県関連）（10件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
11	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県  【重点36】	住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (ii)公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であって、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。
24	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きの簡素化	補正予算等で措置された農業農村整備事業(翌債)に係る事故繰越しの事務手続きについて、簡素化を求める。	財務省、農林水産省	5【財務省(10)】【農林水産省(15)】 食料・農業・農村基本法(平11法106) 農業農村整備事業において、財政法(昭22法34)42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に令和3年度中に通知する。
25	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化(補助申請時の計画書の記載を市町村等の事業主体単位とするとともに、個別地区は一覧表として申請書類に添付すること等)を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、災害復旧事業補助計画書(施行令7条)の地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とするなど、運用の改善を図る。
26	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する都道府県知事指定講習の指定範囲・方法の明確化等	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する宅地建物取引士証の交付及び更新の際に受講が義務付けられている法定講習(都道府県知事が指定する講習)について、登録都道府県知事が個別に講習を指定する以外にも、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事において法定講習として包括的に指定できることを法令等において明確化することを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (6)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の都道府県知事による指定(22条の2第2項)については、他の都道府県知事が指定する講習を指定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
53	吉岡町、渋川市、安中市、みどり市、榛東村、神流町、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町	DV等支援措置の延長に係る申出手続きの簡素化及びDV等支援措置期間の延長	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。)における延長の申出手続きに関して、申出者が行う警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等(以下「相談機関等」という。)及び市町村窓口への出頭による本人確認の省略並びにDV等支援措置期間を1年を超えて設定することを可能とすること。	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	5【内閣府(9)(i)】【警察庁(1)(i)】【総務省(9)(iii)】【厚生労働省(39)(ii)】 住民基本台帳法(昭42法81) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧(11条及び11条の2)、住民票の写し等の交付(12条から12条の4)、除票の写し等の交付(15条の4)、戸籍の附票の写しの交付(20条)及び戸籍の附票の除票の写しの交付(21条の3)における、ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法31)1条1項)、ストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平12法81)6条)、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平12法82)2条)及びこれらに準ずる行為(以下「DV等」という。))の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。)に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出頭して行うこととしているが、代理人による手続も認められている旨、また、精神疾患等により市区町村の事務所への出頭が困難となっている申出者については、市区町村長の判断で、郵送等により申出を受け付け、添付された本人確認書類の写しにより申出者本人からの申出であることの確認をした上、警察などの相談機関等から当該措置の必要性を確認できた場合には受理することとして差し支えない旨、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]
55	前橋市	「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件」(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)に基づき都道府県が行う事務の対象とする地方公共団体の見直し	中核市が国土交通省所管の補助金等(社会資本整備総合交付金においては中核市が単独で社会資本総合整備計画を策定しているものに限る)の交付申請等をしようとする場合、指定都市と同様、地方整備局等に対して交付申請等を行うことができるよう地方整備局等及び都道府県が行っている国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の対象とする地方公共団体について見直すこと。	国土交通省	5【国土交通省】 (9)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件(平12建設省告示1171)に係る都道府県の知事が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き、国及び地方整備局による地方公共団体への交付決定のための確認を必要最小限のものとするよう、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に周知する。

96	群馬県、茨城県、新潟県、長野県	土地改良事業関係補助事業における繰越分及び国庫債務負担行為分に係る事業完了後の実績報告書の提出期限の見直し	全額概算払いを受けた土地改良事業関係補助事業の繰越分及び国庫債務負担行為分に係る補助事業完了後の実績報告書の提出期限について、交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) (iii)土地改良事業(2条2項)等に係る補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の期日については、一部が補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日とされているが、令和3年度中に省令を改正し、補助事業の完了した年度の翌年度の6月10日までとし、その旨を地方農政局及び地方公共団体に通知する。
97	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、川越市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、下仁田町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、邑楽町	予防接種を行う医師についての公告の廃止	予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止すること	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)予防接種法(昭23法68) 予防接種を行う医師の氏名等の公告(施行令第4条1項)に係る事務については、地方公共団体及び医療機関の事務負担を軽減するため、市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事の要請(同項)は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること、変更時等の公告(同条2項)は変更等の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)]
98	群馬県、福島県  【重点18】	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	環境省	5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (ii)大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務(28条3項)及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務(28条4項)については、令和6年度に運用開始を予定している電子システムの在り方を踏まえつつ、事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
100	伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町	国民健康保険税の賦課に必要となる租税特別措置法第25条適用者情報に関する税務署から市町村への情報提供	国民健康保険税賦課に必要となるため、地方税法第20条の11に基づき、市町村が税務署に対し、関係資料の閲覧等の協力要請を行った場合に、特別措置法第25条適用者情報については、適用者リスト等による情報提供に協力するよう、事務連絡等によって周知を図る。 ※情報提供の仕組みは必ずしも国税連携システムのデータ提供に限らずともよく、税務署で備える台帳の整備や補完資料の提供等により市町村が所得把握をしやすくすることを求めるもの。	総務省、財務省、厚生労働省	5【総務省(6)】【財務省(4)】【厚生労働省(22)】 地方税法(昭25法226)及び租税特別措置法(昭32法26) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(租税特別措置法(以下この事項において「措置法」という。)25条)については、以下のとおりとする。 ・国税電子申告・納税システム(e-Tax)以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法25条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務署整理欄のうち「区分H」欄に「1」(措置法25条適用者)又は「3」(措置法25条適用者の義務的修正)と補完記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料(税)に係る賦課(課税)事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該補完記入に係る事務処理手順を徹底するよう、国税局及び税務署に周知する。 [措置済み(令和3年10月27日付け国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示)] ・「肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」に関する国と地方公共団体との情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国から地方公共団体への情報提供については、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、国及び地方公共団体の間での閲覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（埼玉県関連）（18件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
1	紫波町、川越市  【重点22】	農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化	教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間での原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。	文部科学省、農林水産省	5【文部科学省(8)】【農林水産省(6)】 文化財保護法(昭25法214)及び農地法(昭27法229) 地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、令和3年度中に省令を改正し、農地転用許可(農地法4条1項及び5条1項)を不要とする。
3	吉川市、郡山市	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置の見直し	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置について、意図的な受入調整による措置適用の回避を防止し、適正な利用定員の設定及び施設型給付費等の適正化を促すため、指導監督してきたにもかかわらず、利用定員の変更申請等が行われない場合には、公定価格を減算調整できることとするなど、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直す。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(16)(iv)】【文部科学省(11)(iii)】【厚生労働省(50)(iii)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者については、実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要があることを、地方公共団体に令和3年度中に改めて周知する。
7	越谷市	保育所等における転園元と転園先の施設間同士の情報提供に係る規定の見直し	保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)において、利用児童が他施設に転園した場合、転園元の保育所等の設置者が、転園先の施設に保育所児童保育要録を送付することを規定する。(任意規定ではなく、保育所保育指針等において義務として規定する。)	内閣府、厚生労働省	5【内閣府(4)】【厚生労働省(2)(viii)】 児童福祉法(昭22法164) 保育所等の利用児童が他施設に転園する際の児童に関する情報提供については、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用するなど、保育士の事務負担に配慮した上で、可能な限り情報提供を行うことを保育所等に促すよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
97	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、川越市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、下仁田町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、邑楽町	予防接種を行う医師についての公告の廃止	予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止すること	厚生労働省	5【厚生労働省】 (12)予防接種法(昭23法68) 予防接種を行う医師の氏名等の公告(施行令第4条1項)に係る事務については、地方公共団体及び医療機関の事務負担を軽減するため、市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事の要請(同項)は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること、変更時等の公告(同条2項)は変更等の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)]
103	秋田県、横手市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、美郷町、羽後町、川越市、長野県	社会資本整備総合交付金システムによる申請等に係る事務手続きの簡素化等	社会資本整備総合交付金の申請等に係る事務全般については、平成30年度からシステム運用が開始され、令和元年度から本格運用されているが、システム外で別途従来様式の書類での提出が求められているほか、システムの不備等(数値入力重複等に係る作業負担が大きい、軽微な修正が困難である、マニュアルが不十分である等)が非常に多く、申請等に係る事務にあまり多大な時間を要しているため、事務手続きの大幅な簡素化及びシステムに係る問い合わせへの円滑な対応等を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (21)社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・社会資本整備総合交付金システムで実施している予算に係る要望作業については、令和4年度予算から別途の書類の提出を不要とする。 [措置済み(令和3年11月4日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)] ・申請等に係る入力事務を効率化するため、令和3年度中に当該システムの機能等を改善する。
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  【重点10】	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

163	埼玉県 【重点17】	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。	環境省	5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (i)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)] (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
164	埼玉県 【重点17】	第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し	鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。	環境省	5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (i)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47法85)51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならないとされていること(7条の2第3項において準用する4条4項)については、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)]
165	埼玉県 【重点31】	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る地方公共団体独自の基準等を都道府県住生活基本計画で規定するための見直し	地方公共団体が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に係る国の登録基準の緩和及び住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることされている。 地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定することができるよう措置を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (20)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112) 都道府県賃貸住宅供給促進計画(5条1項)については、住生活基本計画(住生活基本法(平18法61)17条1項)と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。
166	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化	保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づく業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。 また、衛生行政報告例にあわせた集計作業を廃止すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
167	埼玉県	調理師法に基づく調理師業務従事者届制度又は事務負担の軽減	調理師法に基づく調理師業務従事者届制度について、調理師及び行政機関の負担軽減の観点から各地方自治体の活用状況に応じて実施・不実施を各地方自治体が選択できるよう制度を見直すこと。 上記見直しが困難な場合は、届出から衛生行政報告例への集計・報告までの一連の手続きのオンライン化や、届出事項の簡素化、スケジュールの見直しなど、手続きの抜本的な見直しを講じ、事務負担の軽減策を講じること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (32)調理師法(昭33法147) 調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
168	埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、静岡県、高知県 【重点3】	小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化	小児慢性特定疾病指定医の指定等の申請先を一元化し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医と同様に、指定医の申請は主として診断を行う医療機関のある都道府県等のみ行うよう見直すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (vi)小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、都道府県等並びに指定医の負担軽減を図るため、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)を改正し、診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととし、その旨を都道府県等及び関係機関に周知する。
170	埼玉県、熊本県	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「ダイオキシン類特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、地点数を見直すことができるようにすること。	環境省	5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (i)大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

171	埼玉県、川越市	大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に関する事務の処理の基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定局数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、局地点数を見直すことができるようにすること。	環境省	5【環境省】 (4)大気汚染防止法(昭43法97) 大気汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
186	さいたま市、川越市、野々市市、指定都市市長会  【重点5】	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするとともに、上限を24か月に延長することを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xi)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
187	さいたま市  【重点5】	介護認定審査会を簡素化して実施する場合における通知の省略	介護認定審査会を簡素化して実施する場合、事前に審査会から包括的同意を得ることにより、審査会への通知を省略できるよう制度改正を行うこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xii)介護認定審査会における審査及び判定(27条4項及び32条3項)に係る事務については、市区町村における事務の実態を踏まえつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
190	指定都市市長会、川越市、野々市市、さいたま市  【重点5】	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするとともに、上限を24か月に延長することを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xi)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
200	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市  【重点25】	新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長	建築基準法第85条第1項及び第2項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後3ヶ月間存続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により2年以内の期間を限って存続期間の延長が可能になっている。新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	5【内閣官房(2)】【厚生労働省(20)】【国土交通省(2)(iii)】 建築基準法(昭25法201) 新型コロナウイルス感染症対応のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3ヶ月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（千葉県関連）（3件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
51	船橋市、横浜市、三原市	出入国在留管理庁から市区町村への国民健康保険に加入できない者の通知	特定活動の在留資格を持つ外国人で国民健康保険に加入できない者の情報を、出入国在留管理庁より対象者が住民登録をしている市区町村への通知の実施。 現在、令和2年4月7日付け事務連絡厚生労働省保険局国民健康保険課通知に基づき、出入国在留管理庁から国保中央会及び国保連合会を経由して各市町村へシステムにて外国人情報が提供されているが、その情報について、今回の対象者情報を追加することを想定。	法務省、厚生労働省	5【法務省(4)】【厚生労働省(26)】 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して当該者の情報を提供することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
105	千葉県	共有地代表者制における選任方法の改善	土地改良事業の事業主体である地方公共団体や土地改良区等は、事業の実施にあたり、土地の所有者等から同意を徴集しなければならないが、共有地等における同意の徴集については、共有地等について共有者のうちから代表者1人を選任し、行うものとされている。 この代表者の選任手続については、法令や通知等において明確にされていないことから、その明確化を求める。特に、話し合いによる選任が困難な場合でも円滑に選任することができるよう、多様な選任手続を認めつつ、その方法を明確化することを求めたい。	農林水産省	5【農林水産省】 (2)土地改良法 (i)共有地等に係る共有者等の代表者の選任(113条の2第4項)については、共有者の一部の所在が不明な場合などの共有者等全員による選任が困難な場合の選任方法を明確化し、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省農村振興局土地改良企画課長通知)]
111	北広島市、船橋市	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び住民基本台帳情報の調査時における支援措置情報の提供	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報と併せてDV等支援措置の有無を識別できるようにすること。	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	5【内閣府(9)(ii)】【警察庁(1)(ii)】【総務省(9)(iv)】【厚生労働省(39)(iii)】 住民基本台帳法(昭42法81) DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（東京都関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
18	階上町、八王子市	国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社保有する郵便転送情報の提供を可能とすること	滞納者等の所在をより円滑に把握するため、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11に基づく、徴収職員又は徴税吏員（以下「徴収職員等」という。）から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」で明確化すること。	個人情報保護委員会、総務省、財務省	5【個人情報保護委員会(1)】【総務省(3)】【財務省(2)】 郵便法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57) 地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請(地方税法20条の11(同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分等の例によって行われる協力要請を含む。))として徴税吏員が日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合の取扱いについては、郵便法8条2項に定められた郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る守秘義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、令和4年夏までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
21	東京都	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上で内容確認が可能となるよう、必要な措置を講ずること。	デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省	5【デジタル庁(4)】【法務省(7)】【厚生労働省(31)(i)】 水道法(昭32法177) 指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付については、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  5【総務省(9)】【厚生労働省(39)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・水道法(昭32法177)に基づき、地方公共団体の水道事業者(同法3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する事務を処理する場合
22	東京都	給水装置工事主任技術者免状の交付番号等の確認環境整備	水道法に基づく、給水装置工事主任技術者免状の交付番号等について、水道事業者が、データベース等のオンライン上で確認できるよう、必要な措置を講ずること。	厚生労働省	5【厚生労働省(31)】 水道法(昭32法177) (ii)給水装置工事主任技術者免状(25条の5)の交付番号については、水道事業者(3条5項)から国に電子メール等により確認することを可能とし、当該確認方法について令和3年度中に水道事業者等に周知する。
198	八王子市  【重点13】	市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	関係法令等により策定が義務付けられている、市町村障害(児)福祉計画について、計画期間の延長を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。
199	八王子市	市街化調整区域における建築物の用途変更に係る都市計画法上の許可不要要件の見直し	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更について、床面積の合計が10㎡以内の場合は、都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要がないこととされているが、その許可が不要な規模について、現在の10㎡から、100㎡または200㎡への見直しを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (15)都市計画法(昭43法100) (ii)市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令36条1項3号ハ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考となる事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。
200	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市  【重点25】	新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長	建築基準法第85条第1項及び第2項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後3ヶ月間存続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により2年以内の期間を限って存続期間の延長が可能になっている。新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時的医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	5【内閣官房(2)】【厚生労働省(20)】【国土交通省(2)(iii)】 建築基準法(昭25法201) 新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3ヶ月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

202	八王子市、福井市	児童手当制度における住所を変更した日の基準を転出予定日から住所異動の確定日へ見直し	現在、児童手当制度において「住所を変更した日」は、転出予定日を基準としているが、これを住所異動の確定日(転入をした日)に改める。 (具体的には、児童手当法第8条第3項における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日を基準とし、転出予定後、長期間転入処理が行われない場合のみ、調査の上、職権で転出予定日により受給資格を消滅する形にされたい。)	内閣府	—
-----	----------	---	--	-----	---

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（神奈川県関連）（13件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
36	茅ヶ崎市	民生委員の職務範囲の明確化	民生委員の職務について、ガイドラインの策定等により、民生委員法に照らして本来行うべき職務の範囲を明確化する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (13) 民生委員法(昭23法198) 民生委員については、関係団体と連携しつつ、引き続き、担い手の確保や活動の負担軽減に資する創意工夫ある取組事例を収集し、全国会議等を通じて地方公共団体に令和3年度中に周知する。
38	茅ヶ崎市 【重点15】	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充	・技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等 ・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示 ・国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定	環境省	5【環境省】 (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50) (ii) 地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援については、地球温暖化対策計画(温対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルテを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
39	茅ヶ崎市 【重点15】	地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみにすること等の見直し	・都道府県単位での計画の策定のみとする ・単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等	環境省	5【環境省】 (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50) (iii) 地域気候変動適応計画については、以下の措置を講ずる。 ・国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に周知する。 ・地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化し、また、複数の都道府県や市区町村による共同策定を推進するため、共同策定する際の参考となる考え方等の記載内容を充実させるとともに、計画策定の負担軽減に資するツールの提供を含め、地方公共団体の事務負担を軽減するため改正し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。
40	神奈川県、福島県	地方消費者行政強化交付金に関する市町村の事業計画の提出に係る事務の効率化	地方消費者行政強化交付金の強化事業に関する事業計画を各市町村が提出する際、都道府県でとりまとめをすることなく直接消費者庁へ提出するなど、効率的な運用を行うよう改善を求める。	消費者庁	5【消費者庁】 (2) 地方消費者行政強化交付金 地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、当該交付金事業に係る実施計画書及び実績報告書の記載内容の簡素化等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
41	神奈川県 【重点13】	都道府県障害者計画、都道府県障害福祉計画等における計画期間の見直し及び計画内容の簡素化	都道府県障害者計画(以下「障害者計画」という。)と都道府県障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)等の統合等を促進するため、障害福祉計画を障害者基本計画と同じく5か年計画とすることを求める。 または、障害者基本計画を6か年計画とすることを求める。 併せて、障害者計画と障害福祉計画等計画内容の簡素化を求める。	内閣府、厚生労働省	5【内閣府】 (10) 障害者基本法(昭45法84) 障害者基本計画(11条1項)の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、都道府県障害者計画(同条2項)及び市町村障害者計画(同条3項)については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。  5【厚生労働省】 (5) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。

42	神奈川県	教育支援体制整備事業費補助金の交付スケジュールの迅速化	教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示に先立ち、予算が成立した際の見込みであることを前提に、予算額の目安について情報提供を求める。	文部科学省	5【文部科学省】 (14)教育支援体制整備事業費補助金 教育支援体制整備事業費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に内示を行う。
44	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市  【重点9】	70歳以上の国民健康保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が2割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (33)国民健康保険法(昭33法192) (i)国民健康保険における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(42条1項)については、被保険者等及び市区町村の負担を軽減するため、省令を改正し、市区町村が当該被保険者等の負担割合が2割となることを確認できる場合は、世帯主からの申請(施行規則24条の3第1項)によらず、負担割合を2割とする(施行令27条の2第3項1号又は2号)ことを可能とする。 [措置済み(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))]
45	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市  【重点9】	後期高齢者医療保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	後期高齢者医療保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が1割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (43)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(67条1項)については、被保険者及び市区町村等の負担を軽減するため、省令を改正し、後期高齢者医療広域連合が当該被保険者の負担割合が1割となることを確認できる場合は、被保険者からの申請(施行規則32条1項)によらず、負担割合を1割とする(施行令7条3項1号又は2号)ことを可能とする。 [措置済み(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))]
51	船橋市、横浜市、三原市	出入国在留管理庁から市区町村への国民健康保険に加入できない者の通知	特定活動の在留資格を持つ外国人で国民健康保険に加入できない者の情報を、出入国在留管理庁より対象者が住民登録をしている市区町村への通知の実施。 現在、令和2年4月7日付け事務連絡厚生労働省保険局国民健康保険課通知に基づき、出入国在留管理庁から国保中央会及び国保連合会を經由して各市町村へシステムにて外国人情報が提供されているが、その情報について、今回の対象者情報を追加することを想定。	法務省、厚生労働省	5【法務省(4)】【厚生労働省(26)】 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して当該者の情報を提供することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
110	横須賀市  【重点23】	区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲	軽易な区域区分の変更(変更する面積が一定規模以下で、他市町村との境界に近接しないもの等)に関する都市計画の決定権限を、中核市へ移譲することを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (15)都市計画法(昭43法100) (i)区域区分に関する都市計画の決定(15条1項2号)に係る事務・権限については、広域的な観点から引き続き都道府県等が行うものとするが、地方公共団体の事務の円滑な運用に資するよう、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出(15条の2第1項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(18条1項)の趣旨を改めて示し、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  【重点10】	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
189	指定都市市長会、福島県、平塚市	生活保護法第29条に基づく生活保護の決定及び実施に係る調査費用の負担者についての明確化	生活保護法第29条にもとづく調査にかかる費用の負担先について明確化すること	厚生労働省	—

200	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市  【重点25】	新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長	建築基準法第85条第1項及び第2項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後3ヶ月間存続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により2年以内の期間を限って存続期間の延長が可能になっている。 新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	5【内閣官房(2)】【厚生労働省(20)】【国土交通省(2)(iii)】 建築基準法(昭25法201) 新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続を経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3ヶ月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
-----	----------------------------------	--	---	------------------	--

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（新潟県関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
24	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きの簡素化	補正予算等で措置された農業農村整備事業(翌債)に係る事故繰越しの事務手続きについて、簡素化を求める。	財務省、農林水産省	5【財務省(10)】【農林水産省(15)】 食料・農業・農村基本法(平11法106) 農業農村整備事業において、財政法(昭22法34)42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に令和3年度中に通知する。
25	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化(補助申請時の計画書の記載を市町村等の事業主体単位とするとともに、個別地区は一覧表として申請書類に添付すること等)を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、災害復旧事業補助計画書(施行令7条)の地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とするなど、運用の改善を図る。
67	福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
96	群馬県、茨城県、新潟県、長野県	土地改良事業関係補助事業における繰越分及び国庫債務負担行為に係る事業完了後の実績報告書の提出期限の見直し	全額概算払いを受けた土地改良事業関係補助事業の繰越分及び国庫債務負担行為に係る補助事業完了後の実績報告書の提出期限について、交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) (iii)土地改良事業(2条2項)等に係る補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の期日については、一部が補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日とされているが、令和3年度中に省令を改正し、補助事業の完了した年度の翌年度の6月10日までとし、その旨を地方農政局及び地方公共団体に通知する。
124	長野県、新潟県	地籍調査に関する事業計画の協議に係る様式及び実施に関する計画の届出に係る様式の統一	国土調査法第6条の3第2項に基づき都道府県が定める事業計画の協議に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第29別記様式第24別紙(2)事業計画明細書」(以下、「事業計画明細書」という。 )と、国土調査法第6条の4第1項に基づき実施主体が作成する実施に関する計画の届出に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第30別記様式第25別紙(1)実施に関する計画」(以下、「実施に関する計画」という。 )の様式を統一することを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (ii)市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。
194	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県  【重点36】	住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。 )の提供を受けることができるものとする。 ・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合

197	高知県、新潟県、浜松市、徳島県、香川県、愛媛県	地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し	地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付申請の円滑化のために申請に係る情報共有の在り方等を見直すように求める。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。
-----	-------------------------	---------------------------	--	-----	---

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（富山県関連）（3件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
2	富山市	ファイナンスリース方式等のPPP手法による事業に対する国の補助金等の適用	農林水産省が所管する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」及び文部科学省が所管する「公立学校施設費国庫負担金」、「学校施設環境改善交付金」について、地方公共団体が資産を保有しないファイナンスリース方式等のPPP手法による事業に対する適用を求める。	内閣府、文部科学省、農林水産省	5【内閣府(18)】【農林水産省(24)】 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 食品流通拠点施設整備については、BOO方式による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であることを、改めて地方公共団体に令和3年度中に周知する。 (関係府省：農林水産省)
31	高岡市  【重点6】	介護保険負担限度額認定証の認定期間の見直し	介護保険負担限度額認定証の認定期間を1年から2年以上とするなど期間を延長することで申請手続及び介護保険負担限度額認定証の交付事務の簡略化を図り、申請者の課税要件については、引き続き年度ごとに確認ができるよう制度の見直しを図ること。 併せて、期間中に預貯金等の資産に大幅な変化があり、対象でなくなった場合等の申し出の必須化及び明確化するよう見直しを図ること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (viii)介護保険負担限度額認定証(施行規則83条の6第4項)については、地域の実情に応じて市区町村の判断により有効期限の設定が可能であること等を明確化するため、通知(令3厚生労働省老健局介護保険計画課長)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
166	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化	保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づく業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。 また、衛生行政報告例にあわせた集計作業を廃止すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（石川県関連）（4件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
34	石川県、福島県	自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金制度の運用改善	複数年の事業については、「国庫債務負担行為」もしくは「全体設計制度」(2年度以上にわたる工事等については、その工事等の全体設計を国が事前に把握し、2年目以降の工事等に対し、優先的に補助金を配分する制度(国交省において運用))などの方法により、2年目以降の補助金を優先的に確保・交付する。	環境省	5【環境省】 (15)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金 ・国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)の活用等により、複数年にわたる契約の締結を可能とすることについて、予算配分及び執行状況並びに都道府県の意見を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
35	石川県  【重点30】	流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和	2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。 ※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。 ・計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど) ・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の迅速化・提出書類の簡素化	国土交通省、環境省	5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (ii)流域別下水道整備総合計画(2条の2第1項)に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。 ・二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同条7項)については、届出とする。 ・当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。 ・流域別下水道整備総合計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。
186	さいたま市、川越市、野々市市、指定都市市長会  【重点5】	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするとともに、上限を24か月に延長することを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xi)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
190	指定都市市長会、川越市、野々市市、さいたま市  【重点5】	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするとともに、上限を24か月に延長することを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xi)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（福井県関連）（4件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
9	福井市	森林の土地の所有者届出制度に係る申請方法の見直し	「森林の土地の所有者となった旨の届出」の市町村への提出について、Excel等の電子データによる提出を可能な限り早期に可能としてほしい。また、届出の様式を林地台帳へ転記しやすいものとしてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (8)森林法(昭26法249) (i)森林の土地の所有者となった旨の届出(10条の7の2第1項)については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月28日付け林野庁計画課長通知)]
10	福井市	子ども・子育て支援交付金実績報告に係る手続の簡素化及び市町村から都道府県に対する提出期限の見直し	子ども・子育て支援交付金について、実績報告に使用されているソフトウェア(Access)の様式の見直し及び市町村から都道府県に対する実績報告書の提出期限の見直しを求める。具体的には、実績報告で使用するソフトウェア(Access)について、データのインポートを容易にする等、入力をサポートする機能の追加を求める。また、市町村から都道府県への実績報告書の提出期限について、国における経費の精算期限である4月30日までの範囲内で、例えば1週間後の4月17日とするなど、提出期限の延長を求める。	内閣府	5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援法(平24法65) (vi)子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・報告様式への入力事務を効率化するため、令和4年度中に報告様式を改善する。 ・市町村から国への報告様式と、市町村から都道府県への報告様式を統一することについては、令和3年度中に地方公共団体の実態を調査し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・市町村から都道府県への提出期限の延長については、都道府県への影響を踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
19	安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県  【重点21】	農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和	認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げることを、または、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (7)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件(8条5項)については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。
202	八王子市、福井市	児童手当制度における住所を変更した日の基準を転出予定日から住所異動の確定日へ見直し	現在、児童手当制度において「住所を変更した日」は、転出予定日を基準としているが、これを住所異動の確定日(転入をした日)に改める。 (具体的には、児童手当法第8条第3項における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日を基準とし、転出予定後、長期間転入処理が行われない場合のみ、調査の上、職権で転出予定日より受給資格を消滅する形にされたい。)	内閣府	—

## 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（山梨県関連）（0件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
------	-------	---------------	-------------	-----------------	---

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（長野県関連）（11件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
11	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県  【重点36】	住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (ii)公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であつて、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。
19	安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県  【重点21】	農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和	認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げることを、または、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (7)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件(8条5項)については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。
25	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化(補助申請時の計画書の記載を市町村等の事業主体単位とするとともに、個別地区は一覧表として申請書類に添付すること等)を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (5)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、災害復旧事業補助計画書(施行令7条)の地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とするなど、運用の改善を図る。
96	群馬県、茨城県、新潟県、長野県	土地改良事業関係補助事業における繰越分及び国庫債務負担行為に係る事業完了後の実績報告書の提出期限の見直し	全額概算払いを受けた土地改良事業関係補助事業の繰越分及び国庫債務負担行為に係る補助事業完了後の実績報告書の提出期限について、交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) (iii)土地改良事業(2条2項)等に係る補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の期日については、一部が補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日とされているが、令和3年度中に省令を改正し、補助事業の完了した年度の翌年度の6月10日までとし、その旨を地方農政局及び地方公共団体に通知する。
103	秋田県、横手市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、美郷町、羽後町、川越市、長野県	社会資本整備総合交付金システムによる申請等に係る事務手続きの簡素化等	社会資本整備総合交付金の申請等に係る事務全般については、平成30年度からシステム運用が開始され、令和元年度から本格運用されているが、システム外で別途従来様式の書類での提出が求められているほか、システムの不備等(数値入力重複等に係る作業負担が大きい、軽微な修正が困難である、マニュアルが不十分である等)が非常に多く、申請等に係る事務にあたり多大な時間を要しているため、事務手続きの大幅な簡素化及びシステムに係る問い合わせへの円滑な対応等を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (21)社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・社会資本整備総合交付金システムで実施している予算に係る要望作業については、令和4年度予算から別途の書類の提出を不要とする。 [措置済み(令和3年11月4日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)] ・申請等に係る入力事務を効率化するため、令和3年度中に当該システムの機能等を改善する。
121	長野県	広域通信制高等学校の学則変更手続きの簡素化	知事の認可事項となっている広域通信制高等学校の学則変更を、全日制・狭域通信制と同様に、届出事項とすること	文部科学省	5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) (ii)広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出とすることを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

122	長野県 【重点22】	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地が一部含まれる(荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えないものに限る。)としても、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とするよう、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知)を改正すること。	農林水産省	5【農林水産省】 (9)農地法(昭27法229) (i)農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農村振興局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・一団の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化する。 ・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化する。
123	長野県、福島県	農作物有害動植物防除実施要綱が技術的助言であることの明確化	植物防疫法第6章に基づいて都道府県が行う有害動植物の防除について、農作物有害動植物防除実施要綱(以下、「要綱」という)が示されているが、当該要綱はあくまでも技術的助言であることから、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針の策定や市町村計画の策定等が義務付けられていないことを明確化することを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (4)植物防疫法(昭25法151) 農作物有害動植物防除実施要綱(昭47農林水産事務次官)で都道府県が行う防疫(29条から33条)に関する措置として策定することとされている都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)]
124	長野県、新潟県	地籍調査に関する事業計画の協議に係る様式及び実施に関する計画の届出に係る様式の統一	国土調査法第6条の3第2項に基づき都道府県が定める事業計画の協議に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第29別記様式第24別紙(2)事業計画明細書」(以下、「事業計画明細書」という。)と、国土調査法第6条の4第1項に基づき実施主体が作成する実施に関する計画の届出に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第30別記様式第25別紙(1)実施に関する計画」(以下、「実施に関する計画」という。)の様式を統一することを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (ii)市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。
125	長野県、岩手県、福島県	国定公園の公園計画の決定等に係る手続きの簡素化等	国定公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、一連の手続きが非常に煩雑である。 公園計画の決定等に係る一連の手続きについて簡素化(具体的には通知で「都道府県を経由することになっている環境省原案の国の関係地方行政機関への協議」は環境省で直接行うなど)していただきたい。	環境省	5【環境省】 (2)自然公園法(昭32法161) 環境大臣が国定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せずに実施することとし、その旨を都道府県に令和3年度中に通知する。
166	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化	保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づく業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。また、衛生行政報告例にあわせた集計作業を廃止すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（岐阜県関連）（4件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
64	岐阜県、郡山市	月途中での入退園等に係る施設等利用費の日割り計算の簡素化	月途中での入退園等における施設等利用費の日割り計算について、計算過程での端数分の取扱いや開所日数の算出方法を見直す等の事務の簡素化を求める。 現行制度で明確になっていない日割り計算で発生する10円未満の端数分の取扱いについては、例えば、端数分は市町村が負担する等、取扱いの明確化を求める。また、施設等利用費の日割り計算は、「その月の開所日数」を用いて算出するが、当該日数は各施設で異なるため、例えば施設型給付費の様に、「その月の開所日数」を25日と設定する等、統一的な考え方を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(16)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(50)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)子育てのための施設等利用給付(30条の2)を受ける保護者が、月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合等における施設等利用費の日割り計算については、以下の措置を講ずる。 ・特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)における日割り計算の基礎となる日数については、市町村及び事業者の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、現在「施設又は事業所を開所する日数」であるところ、一律、「その月の平日の日数」とする。 ・日割り計算において生じた10円未満の端数については、支給の対象とはしていなかったところ、事業者又は保護者(以下この事項において「事業者等」という。)の負担を軽減する観点から、10円未満の端数を切捨てせずに、市町村から事業者等に施設等利用費として支給することとし、その旨を地方公共団体に令和3年度中に通知する。
65	岐阜県  【重点16】	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止	「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求める。都道府県分別収集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取りまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定ではなく、市町村分別収集計画のデータを都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。	環境省	5【環境省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) (i)都道府県分別収集促進計画(9条1項)については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。
67	福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
166	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化	保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づく業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。また、衛生行政報告例にあわせて集計作業を廃止すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（静岡県関連）（6件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
19	安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県  【重点21】	農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和	認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げること、または、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (7)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件(8条5項)については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。
26	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する都道府県知事指定講習の指定範囲・方法の明確化等	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する宅地建物取引士証の交付及び更新の際に受講が義務付けられている法定講習(都道府県知事が指定する講習)について、登録都道府県知事が個別に講習を指定する以外にも、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事において法定講習として包括的に指定できることを法令等において明確化することを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (6)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の都道府県知事による指定(22条の2第2項)については、他の都道府県知事が指定する講習を指定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  【重点10】	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
168	埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、静岡県、高知県  【重点3】	小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化	小児慢性特定疾病指定医の指定等の申請先を一元化し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医と同様に、指定医の申請は主として診断を行う医療機関のある都道府県等のみ行うよう見直すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (vi)小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、都道府県等並びに指定医の負担軽減を図るため、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)を改正し、診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととし、その旨を都道府県等及び関係機関に周知する。
175	三宅町、浜松市	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の取扱いの明確化	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化すること。	内閣官房、内閣府、財務省	5【内閣官房(3)】【内閣府(8)】【財務省(7)】 法人税法(昭40法34)及び地域再生法(平17法24) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関し、地方公共団体に令和4年中に文書で周知する。
197	高知県、新潟県、浜松市、徳島県、香川県、愛媛県	地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し	地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付申請の円滑化のために申請に係る情報共有の在り方等を見直すように求める。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（愛知県関連）（16件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
19	安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県	農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和	認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げること、または、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (7)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件(8条5項)については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。
		【重点21】			
30	豊川市	間接補助金の交付完了日の見直し	間接補助金として補助を行う事業の場合、年度末までに補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末までに間接補助事業者等が事業を行う必要がある場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できず、補助制度の目的の達成及び期待する効果を上げることの妨げとなっていることから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。	財務省	—
44	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市	70歳以上の国民健康保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が2割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (33)国民健康保険法(昭33法192) (i)国民健康保険における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(42条1項)については、被保険者等及び市区町村の負担を軽減するため、省令を改正し、市区町村が当該被保険者等の負担割合が2割となることを確認できる場合は、世帯主からの申請(施行規則24条の3第1項)によらず、負担割合を2割とする(施行令27条の2第3項1号又は2号)ことを可能とする。 [措置済み(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))]
45	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市	後期高齢者医療保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	後期高齢者医療保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が1割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (43)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(67条1項)については、被保険者及び市区町村等の負担を軽減するため、省令を改正し、後期高齢者医療広域連合が当該被保険者の負担割合が1割となることを確認できる場合は、被保険者からの申請(施行規則32条1項)によらず、負担割合を1割とする(施行令7条3項1号又は2号)ことを可能とする。 [措置済み(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))]
48	大府市	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きの簡素化	「印鑑等届出書」については、押印廃止につき、「氏名等届出書」に改められるが、改正後の様式が「償還金支払場所」、「記名者住所」、「記名者氏名」を記載するものとなる場合は、請求書との記載と重複することとなるため、請求書との一本化を求める。 また、前回受給者と同順位の別の者が請求する場合、「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍」が必要となるが、本戸籍は主に戦没者の死亡当時の除籍謄本であり、請求者によって変動する可能性が低いいため、省略を求める。	財務省、厚生労働省	5【財務省(8)】【厚生労働省(38)】 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
49	大府市	税務署からの住民税課税情報等の照会対応に係る事務負担の軽減	税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担をかけない方法として頂きたい。 例えば、情報提供ネットワークシステムや国税連携システムなどを活用した照会など、地方公共団体が対応に時間をとられないような方法を検討いただきたい。	デジタル庁、総務省、財務省	5【デジタル庁(5)】【総務省(8)】【財務省(6)】 国税徴収法(昭34法147)、国税通則法(昭37法66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

50	大府市	食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置の拡充	食品リサイクル法第21条における廃棄物処理法の特例制度では、食品リサイクル法第2条第4項で規定する「食品関連事業者」に対し、廃棄物処理法第7条の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)に関する許可を不要としているが、現在対象外となっている、(外部業者を入れない)自社運営の食堂や老人ホームの食堂についても特例対象とすること。	農林水産省、環境省	5【農林水産省(16)】【環境省(11)】 食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
58	豊橋市	児童手当交付金の実績報告における精算手続の簡素化	児童手当交付金の実績報告における精算手続について、現状の子ども・子育て支援勘定業務関連システム(以下、システム)により出力される帳票結果をそのまま活用できず、内閣府より発出された事務連絡に基づき、別途追加交付額、返還額を手計算により算出している。このような状況を改善するため、例えば、実績報告様式(様式12)において、児童手当の追加交付額と返還額(事業主拠出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例給付の追加交付額と返還額がそれぞれ算出された形で出力される等の手続の簡素化を求める。	内閣府	5【内閣府】 (11)児童手当法(昭46法73) 児童手当交付金の確定に伴う追加交付額及び返還額については、子ども・子育て支援勘定業務関連システムで財源等の区分に応じて算出されるよう、当該システムを改修する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
59	豊橋市	公職選挙法施行令に基づく投票管理者等の告示事項の見直し	投票管理者及び職務代理人を選任した場合の告示事項から「住所」を削る又は「住所」を「住所の市区町村まで」若しくは「住所の町字まで」と改める。	総務省	5【総務省】 (4)公職選挙法(昭25法100) (ii)市区町村が投票管理者、開票管理者若しくは選挙長又はこれらの職務代理人を選任した場合に告示すべき事項(施行令25条、68条及び81条)については、選挙の公正性の確保に配慮しつつ、投票管理者等の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
60	豊橋市	公職選挙法第113条第3項ただし書きに定める通知期限の見直し	公職選挙法第113条第3項のただし書きにおいて、各号の区分による選挙の期日の告示があった後に(市町村の選挙は告示の前日10日以内に)欠員が生じた旨の通知を選管が受けたときは、いわゆる便乗補欠選挙を行わないとされているが、市町村の選挙では親選挙の告示日の11日前までに、その他の選挙では親選挙の公示(告示)の前までに欠員通知を受けた場合は、便乗補欠選挙を執行する必要がある。しかし、上述の通知期限の間際で欠員通知を受けた場合、選挙執行に支障を来すおそれが強いため、相当程度の期間の延長を求める。	総務省	—
92	愛知県	「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する一部の事業に係る事務手続きの見直し	「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する事業のうち、都道府県負担のない「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」、「認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援」、「認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」及び「園務改善のためのICT化支援」を国から事業者への直接補助とすること。 ※都道府県における予算計上手続を不要とすることを求める提案であって、窓口機能は引き続き都道府県が担うことを想定しており、都道府県の関与なく事業を実施することを要望するものではない。	文部科学省	—
94	愛知県	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る国土交通大臣から環境大臣への意見聴取及び通知に関し、運用上地方公共団体が作成する資料の見直し	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手續に関し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。	国土交通省、環境省	5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (i)公共下水道又は流域下水道の事業計画に関する意見聴取又は通知(4条3項若しくは5項又は25条の23第4項若しくは6項)に当たり、地方公共団体が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類を簡素化するなど、運用の改善を図る。 [措置済み(令和3年11月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)]
95	愛知県、標津町	国土利用計画法に基づく土地売買等届出制度における提出書類の簡素化	国土利用計画法第23条に基づく土地売買等届出について、地方公共団体及び届出者双方の事務負担軽減の観点から、「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については提出を不要とすることを求める。 また、土地売買等届出書の記載事項のうち、「土地に関する事項」については「契約書のとおり」のみ記載し、具体的な内容の記載の省略を可能にし、一団の土地において複数の契約を締結した場合に記載内容が重複する場合には、「契約書1～〇のとおり」等として届出書を一葉にまとめることを可能とすることを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(23条1項)については、以下のとおりとする。 ・一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切と認めるものについては、土地売買等届出書(施行規則20条1項の別記様式3)を一枚にまとめることで差し支えないことを、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図(施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号)については、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする方向で、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  【重点10】	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
172	豊田市	地方自治法の改正による財産区の廃置分合・区域変更に係る要件の緩和	地方自治法第294条において、財産区が成立するのは、従前から財産等を有する場合又は市町村等の廃置分合若しくは区域変更の場合と定められているものを、廃置分合・区域変更に限る部分を改正し、既存の財産区が合併できるようにする。	総務省	—
174	豊田市  【重点37】	住民基本台帳法の改正による住民基本ネットワークシステム上で閲覧可能な項目の追加	住民基本台帳法第30条の6に定める、住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目に「戸籍の情報」を追加する。	総務省、法務省	—

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（三重県関連）（3件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
28	宮城県、三重県、広島県	職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること	日本での就職を希望する留学生の地方の中小企業への就職を促進するため、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。	法務省、文部科学省、厚生労働省	5【法務省(5)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(27)】 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64)職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受けける外国人については、以下のとおりとする。 ・「研修」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表1の4)が付与され得ることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
61	三重県	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正	農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立(以下、「異議申出等」)があった場合には、市町村長が必要と認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (11)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
180	広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会	地方公共団体の取り組みを阻害しない形で旅券発給業務の電子申請の導入	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身近な窓口を」「どこでも」利用できるようにするため、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、こうしたこれまでの地方独自の住民利便性向上のための取組成果が電子申請でも利用できるようなするなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。	デジタル庁、外務省	5【デジタル庁(3)】【外務省(2)】 旅券法(昭26法267) 一般旅券の発給の申請及び紛失又は焼失の届出に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（滋賀県関連）（12件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
128	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点12】	都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
139	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪府、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)について、実習施設を保健所等に限定することなく、学内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。  ※1:管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について(平成14年4月1日14文科高第27号、健発第0401009号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※2:管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年9月25日13文科高第405号健発第938号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知)	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省(6)】【厚生労働省(11)】 栄養士法(昭22法245) 臨地実習(施行規則別表4)については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
140	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点36】	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合
147	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	総務省	5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
148	宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、大阪府、堺市、神戸市、関西広域連合	介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。	総務省、厚生労働省	5【総務省(10)】【厚生労働省(40)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の還付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 [措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)]
155	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。

156	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
157	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点13】	都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。
158	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市  【重点4】	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定められている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(iv)】【厚生労働省(50)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
217	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪市、堺市  【重点7】	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xiv)管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
218	鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合  【重点27】	農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し	実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (13)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112) 都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。
220	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合  【重点29】	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	国土交通省	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続きについては、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（京都府関連）（16件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
117	京都府  【重点24】	バリアフリー法における建築物特定施設の追加に関する条例委任	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(本提案において、バリアフリー法という。)第14条第3項において、政令で定める「特別特定建築物」については、条例で追加することができるかとされている一方、政令で定める「建築物特定施設」については、条例で追加することができるかとされていないことから、バリアフリー法において建築物特定施設の追加についても同項で条例委任することを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (18)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平18法91) 移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(2条20号)については、令和3年度中に省令を改正し、劇場の客席等を追加するとともに、現行の枠組みにおいても柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 また、地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を令和3年度中に設置する。
120	京都市  【重点32】	地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの設定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理等)の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等を踏まえて見直していただきたい。具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとにKPIを設定することが求められており、KPIの数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる指標設定が求められていることから、指標の検討及び毎年の進捗管理に多くの労力を要している。また、同手引p.6において、「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織との有機的な連携、p.19に外部有識者の参画による効果検証が求められており、戦略の推進及び進捗管理にも多くの労力を要している。ついては、設定するKPI数の減や行政内部における進捗管理を可能とする制度に改正いただきたい。地方版総合戦略には、基本目標とそれに紐づく施策の双方にKPIを設定することを求めているが、そもそも施策自体が基本目標の達成のために取り組むものであり、基本目標または施策の一方にKPIを設定することをもって、計画的に事業を実施するという目的は達成されるものと考えている。	内閣官房、内閣府	5【内閣官房(5)】【内閣府(17)】 まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。
128	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点12】	都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  【重点10】	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
140	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点36】	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合

141	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点37】	管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。	法務省、国土交通省	5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
147	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	総務省	5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
148	宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市、神戸市、関西広域連合	介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。	総務省、厚生労働省	5【総務省(10)】【厚生労働省(40)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の還付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 [措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)]
153	兵庫県、京都府、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正	令和2年の地方からの提案等を受け総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等において、公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務についても国土交通省と連携し検討を行い、当該損害賠償金について私人に委託できるよう制度改正を求める。	総務省、国土交通省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。
155	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
156	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。

157	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点13】	都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量が高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。
158	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市  【重点4】	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定められている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(iv)】【厚生労働省(50)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
217	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪市、堺市  【重点7】	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xiv)管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
219	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県  【重点15】	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	環境省	5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50) (i)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。
220	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合  【重点29】	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	国土交通省	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（大阪府関連）（19件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
13	茨木市	地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱及び地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱における補助要件の緩和	国の「地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金」及び「地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金」については、交付の対象を直営で市町村が行う事業としているが、指定管理者制度を導入した市町村についても交付対象とされたい。	厚生労働省	—
14	茨木市	社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査等の実地を伴わない手法の検討	社会福祉法人及び社会福祉施設等(保育所・幼保連携型認定こども園・地域密着型特別養護老人ホーム、認可外保育施設・有料老人ホーム、指定障害福祉サービス事業所、指定介護保険サービス事業所等)に対する指導監査・立入調査・実地指導等の実施は、実地による実施が原則とされている。そこで、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、実地によらずとも監査等の実施ができるよう、書面やリモート等による方法も可能としていただきたい。	内閣府、厚生労働省	<p>5【内閣府(14)】【厚生労働省(49)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p> <p>5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (ix)認可外保育施設に対する指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、地方公共団体の実地によらない指導監査の取組事例を、令和3年度中に周知する。</p> <p>5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (x)児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)障害者支援施設等に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>5【厚生労働省】 (24)社会福祉法(昭26法45) 社会福祉法人に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直し、その旨を地方公共団体に令和3年度中を目途に通知する。</p> <p>5【厚生労働省】 (37)老人福祉法(昭38法133) (ii)老人福祉施設に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡)]</p> <p>5【厚生労働省】 (37)老人福祉法(昭38法133) (iii)有料老人ホームに対する指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)]</p> <p>5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (vii)介護保険施設等に対する指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡)]</p>
15	茨木市	保育事業等に関する類似基準に係る省令改正の施行時期の統一	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において、類似する内容の基準改正を行う場合は、当該基準に係る省令改正の施行時期を統一することを求める。	内閣府、厚生労働省	<p>5【内閣府(6)(ii)】【厚生労働省(7)(ii)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平26内閣府令39)については、市区町村の円滑な事務に資するよう、府省間で緊密に連携を図り、同趣旨の内容の改正を行う場合には原則として時期を統一する。</p>

89	岸和田市	代理申請等が困難な者に対する個人番号カード交付に係る対応方法及び判断基準の明確化	来庁ができず代理人の指定もできない者、認知症や障害等により暗証番号の設定をはじめ意思表示ができない者に対する個人番号カード交付に係る対応方法・判断基準の明確化。 このうち意思表示ができない者に関しては、例えば、認知症や一定の要介護認定を受けた者等については、カードの代理申請、電子証明書を含めた暗証番号の設定及び受取ができるような制度改正をしていただきたい。	総務省	5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令(平26総務省令85)33条)については、交付申請者による暗証番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や介助者が行う「支援」には、暗証番号の「決定」が含まれないことを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。
113	大阪市	小規模保育事業所を認定こども園へ転用する際に国庫納付を不要とする見直し	国庫補助を受けて開設された小規模保育事業所の認定こども園への転用について、厚生労働省の「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」で定める「包括承認事項」へ追加し、国庫納付を不要とすることを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 厚生労働省所管の一般会計補助金等を受けて開設された小規模保育事業所(児童福祉法6条の3第10項)の認定こども園への転用等については、厚生労働大臣等が国庫納付に関する条件を付さず承認できるよう、令和3年度中に「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に通知する。
114	大阪市 <b>【重点1】</b>	保育所等における居室面積基準の緩和と特例措置に係る期限の廃止	保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長する。
115	大阪市	保育所・認定こども園の分園における休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員の配置基準の緩和	保育所及び認定こども園において、法令上定められる職員の年齢別配置基準とは別に、公定価格の基本単価に含まれ、充足が求められる休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員について、保育所及び認定こども園の分園においては、分園が本園の近隣にある場合等は配置を任意とすることを求める。 また、配置した場合の人件費等の経費については、公定価格の加算により手当てすることを求める。	内閣府、厚生労働省	—
116	富田林市 <b>【重点2】</b>	児童扶養手当の支給資格要件の明確化	現行制度では、「父母が婚姻を解消した場合」には児童扶養手当が支給することとされているが、離婚調停中であっても既に別居状態にあり実態はひとり親と変わらないような場合についても児童扶養手当の支給の対象とすることが可能であることを明確化することを求める。 具体的には、例えば、離婚調停中であっても既に長期にわたり別居状態にあり、実態はひとり親と変わらないような場合についても、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当し、児童扶養手当の支給対象となることを通知等において明確にすることを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (36)児童扶養手当法(昭36法238) 児童扶養手当の支給要件(4条1項)については、離婚調停中であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化するため、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭55厚生省児童家庭局企画課長)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
139	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪府、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)について、実習施設を保健所等に限定することなく、学内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。  ※1:管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について(平成14年4月1日14文科高第27号、健発第0401009号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※2:管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年9月25日13文科高第405号健発第938号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知)	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省(6)】【厚生労働省(11)】 栄養士法(昭22法245) 臨地実習(施行規則別表4)については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。

140	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点36】	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合
141	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点37】	管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。	法務省、国土交通省	5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
147	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	総務省	5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
148	宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、大阪府、堺市、神戸市、関西広域連合	介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。	総務省、厚生労働省	5【総務省(10)】【厚生労働省(40)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の還付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 [措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)]
155	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
156	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。

158	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神戸市、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市  【重点4】	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定められている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(iv)】【厚生労働省(50)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
217	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪市、堺市  【重点7】	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xiv)管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12 厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
219	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県  【重点15】	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	環境省	5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10 法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15 法130)及び気候変動適応法(平30法50) (i)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。21 条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。
220	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合  【重点29】	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	国土交通省	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続きについては、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（兵庫県関連）（17件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
99	明石市	届出様式等における性別記載欄の削除	法令等によって定められた各種届出様式等について、性別記載欄の削除を求める	総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	<p>5【総務省】 (5) 地方税法(昭25法226) (i) 道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書(附則7条3項及び10項)及び申告特例申請事項変更届出書(附則7条4項及び11項)における性別の記載については、削除することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>5【厚生労働省】 (2) 児童福祉法(昭22法164) (vii) 小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の再交付申請書(施行規則7条の23第2項)及び医療費支給認定の変更申請書(施行規則7条の27第1項)における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、削除する。</p> <p>5【厚生労働省】 (33) 国民健康保険法(昭33法192) (ii) 国民健康保険に係る特定疾病療養受療証(施行規則27条の13第4項)、限度額適用認定証(施行規則27条の14の2第2項及び27条の14の4第2項)及び限度額適用・標準負担額減額認定証(施行規則27条の14の5第2項)における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除する。</p> <p>5【厚生労働省】 (34) 国民年金法(昭34法141) (i) 国民年金手帳の再交付に係る申請書(施行規則11条2項)における性別の記載については、令和4年度から、当該手帳に代えて発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書から不要とする。 [措置済み(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和3年厚生労働省令第115号))]</p> <p>5【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123) (ix) 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等(施行規則83条の6第1項、4項及び7項並びに172条の2)における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」(令3厚生労働省老健局介護保険計画課長)を改正し、削除する。</p> <p>5【農林水産省】 (12) 平成13年改正前の農業者年金基金法(昭45法78) 旧農業者老齢年金の裁定に係る請求書(独立行政法人農業者年金基金法(平14法127)附則6条3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平13法39)附則8条2項又は11条1項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令(平13厚生労働省・農林水産省令4)1号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則(昭45厚生省・農林省令2)26条)における性別の記載については、自由記載であることを明確化し、独立行政法人農業者年金基金に令和3年度中に通知する。 [措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長、農林水産省経営局経営政策課長通知)]</p> <p>5【農林水産省】 (23) 経営所得安定対策等交付金 「経営所得安定対策等実施要綱」(平23農林水産事務次官)に定める経営所得安定対策等交付金交付申請書における性別の記載については、同要綱を改正し、令和4年度の交付申請手続から削除する。</p> <p>5【国土交通省】 (8) 土地地区画整理法(昭29法119) 借地権申告書(施行規則16条1項)及び権利変動届出書(施行規則23条5項)における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除する。</p>
128	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点12】	都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止	厚生労働省	<p>5【厚生労働省】 (30) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>

139	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪府、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)について、実習施設を保健所等に限定することなく、学内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。  ※1: 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について(平成14年4月1日14文科高第27号、健発第0401009号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※2: 管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年9月25日13文科高第405号健発第938号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知)	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省(6)】【厚生労働省(11)】 栄養士法(昭22法245) 臨地実習(施行規則別表4)については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
140	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点36】	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合
141	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点37】	管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。	法務省、国土交通省	5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
144	兵庫県  【重点26】	地域公共交通分野に係る各協議会等を一元化することを可能とする見直し	地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあること及び事務の効率化の観点から、以下を求める。 ①地域公共交通分野に係る各協議会等を活性化協議会に一元化することを可能とすること(地域協議会と地域公共交通会議の権限を、活性化協議会で行うことを可能とする) ②上記にあわせ一元化する活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は都道府県を、都道府県が主宰する場合は市町村を入れることとする	国土交通省	5【国土交通省】 (5)道路運送法(昭26法183)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) (i)地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)、地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条。以下「活性化協議会」という。)の運営については、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、改めて地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (ii)路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更(道路運送法15条の2第1項)に関する都道府県が主催することとされている地域協議会における協議については、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、一の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)内で完結する路線に限り、以下の措置を講ずる。 ・令和3年度中に省令を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が調った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとする。 ・令和3年度中に地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とする。
147	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	総務省	5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
148	宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、大阪府、堺市、神戸市、関西広域連合	介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。	総務省、厚生労働省	5【総務省(10)】【厚生労働省(40)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の還付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 [措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)]

153	兵庫県、京都府、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正	令和2年の地方からの提案等を受け総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等において、公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務についても国土交通省と連携し検討を行い、当該損害賠償金について私人に委託できるよう制度改正を求める。	総務省、国土交通省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。
155	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
156	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
157	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県	都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町村の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。
158	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定められている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(iv)】【厚生労働省(50)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
217	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪府、堺市	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xiv)管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12 厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
218	鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し	実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (13)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112) 都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。

219	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県  【重点15】	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	環境省	5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50) (i)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。
220	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合  【重点29】	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	国土交通省	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続きについては、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。

## 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（奈良県関連）（1件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
175	三宅町、浜松市	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きの明確化	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化すること。	内閣官房、内閣府、財務省	5【内閣官房(3)】【内閣府(8)】【財務省(7)】 法人税法(昭40法34)及び地域再生法(平17法24) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関し、地方公共団体に令和4年中に文書で周知する。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（和歌山県関連）（13件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
128	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点12】	都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
139	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪府、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)について、実習施設を保健所等に限定することなく、学内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。  ※1:管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について(平成14年4月1日14文科高第27号、健発第0401009号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※2:管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年9月25日13文科高第405号健発第938号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知)	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省(6)】【厚生労働省(11)】 栄養士法(昭22法245) 臨地実習(施行規則別表4)については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
140	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点36】	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合
141	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点37】	管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。	法務省、国土交通省	5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
147	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	総務省	5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

148	宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市、神戸市、関西広域連合	介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。	総務省、厚生労働省	5【総務省(10)】【厚生労働省(40)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の還付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 [措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)]
153	兵庫県、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正	令和2年の地方からの提案等を受け総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等において、公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務についても国土交通省と連携し検討を行い、当該損害賠償金について私人に委託できるように制度改正を求める。	総務省、国土交通省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。
155	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
156	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
157	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点13】	都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量が高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。
218	鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合  【重点27】	農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し	実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (13)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112) 都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。

219	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県  【重点15】	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	環境省	5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50) (i)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。
220	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合  【重点29】	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	国土交通省	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（鳥取県関連）（14件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
128	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点12】	都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
139	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪市、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)について、実習施設を保健所等に限定することなく、学内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。  ※1:管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について(平成14年4月1日14文科高第27号、健発第0401009号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※2:管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年9月25日13文科高第405号健発第938号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知)	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省(6)】【厚生労働省(11)】 栄養士法(昭22法245) 臨地実習(施行規則別表4)については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
140	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点36】	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合
141	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点37】	管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。	法務省、国土交通省	5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
147	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	総務省	5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

153	兵庫県、京都府、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正	令和2年の地方からの提案等を受け総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等において、公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務についても国土交通省と連携し検討を行い、当該損害賠償金について私人に委託できるように制度改正を求める。	総務省、国土交通省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。
155	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
156	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
157	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点13】	都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量が高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当該県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬決定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。
158	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市  【重点4】	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(iv)】【厚生労働省(50)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
217	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪市、堺市  【重点7】	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xiv)管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12 厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
218	鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合  【重点27】	農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し	実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (13)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112) 都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。

219	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県  【重点15】	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	環境省	5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50) (i)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。
220	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合  【重点29】	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	国土交通省	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。

## 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（島根県関連）（0件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（岡山県関連）（9件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
43	瀬戸内市	農地を地域づくり活動に利用する場合の農地転用許可の考え方の明確化等	農用地区域内にある農地を含む農地について、農業体験等の地域振興イベント開催に利用する場合における農地転用許可の考え方(特に、同許可が不要な場合の考え方)を『農地法の運用について』の制定について(平成21年12月11日農林水産省経営局長、農村振興局長通知)の中で明確化するとともに、参考となる事例の周知等を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (9)農地法(昭27法229) (ii)農地をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該利用終了後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合については、農地転用許可(4条1項及び5条1項)を受けることが不要であることを明確化し、参考となる事例を示しつつ、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
67	福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
75	岡山市  【重点32】	地方版総合戦略における数値目標やKPIの設定の不要化	地方版総合戦略において、数値目標やKPIの設定を求めないよう、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」の改訂を行う(「4. 数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定」、「6. 総合計画等と地方版総合戦略との関係」等)	内閣官房、内閣府	5【内閣官房(5)】【内閣府(17)】 まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  【重点10】	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達に関する規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
133	岡山県、中国地方知事会  【重点32】	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画に係る事務の見直し	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iii)地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。 (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
134	岡山県、中国地方知事会	地方創生推進交付金実施計画に係るスケジュールの見直し	地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し②交付金採択の内示期間の見直しを求める。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。 (ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。

135	岡山県、中国地方知事会	公共事業等施行状況調査等の簡素化	地方農政局から毎月依頼される公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査の簡素化(調査の廃止、調査事項の削減、調査頻度の軽減等)を求める。	財務省、農林水産省	5【農林水産省】 (25)公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査 農林水産省が行う公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を図る。
136	岡山県、中国地方知事会	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金の要望調査の運用改善	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に関する要望調査について、都道府県が事業実施の検討期間を十分確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (21)消費・安全対策交付金 消費・安全対策交付金の特別交付型交付金については、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額など参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)]
137	岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、中国地方知事会	文化芸術による子供育成総合事業に係る申請・報告事務の効率化等	「文化芸術による子供育成総合事業実施要綱」において、事業の決定にあたって、都道府県等からの推薦を受けて決定するという方法を取りやめ、学校からの申請により決定することとすることを求めるとともに、以下のとおり、当該事業の申請・報告事務の効率化等を求める。 ①学校の申請内容の簡略化、②事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結、③申請・報告のワンストップ化、④同事業内における事務手続きの統一化	文部科学省	5【文部科学省】 (13)文化芸術による子供育成総合事業 文化芸術による子供育成総合事業に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の簡素化等を行い、地方公共団体に令和4年中に通知する。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（広島県関連）（14件）

管理番号	提案団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
28	宮城県、三重県、広島県	職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること	日本での就職を希望する留学生の地方の中小企業への就職を促進するため、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。	法務省、文部科学省、厚生労働省	5【法務省(5)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(27)】 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64)職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受け外国人については、以下のとおりとする。 ・「研修」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表1の4)が付与され得ることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
44	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市  【重点9】	70歳以上の国民健康保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が2割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (33)国民健康保険法(昭33法192) (i)国民健康保険における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(42条1項)については、被保険者等及び市区町村の負担を軽減するため、省令を改正し、市区町村が当該被保険者等の負担割合が2割となることを確認できる場合は、世帯主からの申請(施行規則24条の3第1項)によらず、負担割合を2割とする(施行令27条の2第3項1号又は2号)ことを可能とする。 [措置済み(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))]
45	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市  【重点9】	後期高齢者医療保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	後期高齢者医療保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が1割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (43)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(67条1項)については、被保険者及び市区町村等の負担を軽減するため、省令を改正し、後期高齢者医療広域連合が当該被保険者の負担割合が1割となることを確認できる場合は、被保険者からの申請(施行規則32条1項)によらず、負担割合を1割とする(施行令7条3項1号又は2号)ことを可能とする。 [措置済み(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))]
51	船橋市、横浜市、三原市	出入国在留管理庁から市区町村への国民健康保険に加入できない者の通知	特定活動の在留資格を持つ外国人で国民健康保険に加入できない者の情報を、出入国在留管理庁より対象者が住民登録をしている市区町村への通知の実施。 現在、令和2年4月7日付け事務連絡厚生労働省保険局国民健康保険課通知に基づき、出入国在留管理庁から国保中央会及び国保連合会を經由して各市町村へシステムにて外国人情報が提供されているが、その情報について、今回の対象者情報を追加することを想定。	法務省、厚生労働省	5【法務省(4)】【厚生労働省(26)】 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して当該者の情報を提供することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  【重点10】	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
176	広島県、中国地方知事会、宮城県、広島市	保健師等の業務従事状況に係る届出の見直し	保健師等の業務従事状況に係る届出について、 ①本人からではなく就業先からの届出を可能とすること ②電子での届出も可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

177	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命令する場合のみ提出させることとする。	環境省	5【農林水産省(17)】【環境省(12)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
178	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	バルクローリーに係る許可等の一本化	バルクローリー(LPガスの運搬車)の許可等について、液石法上の許可を受けた場合には、高压法上の許可を不要とすること ※液石法:液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ※高压法:高压ガス保安法	経済産業省	5【経済産業省】 (2)高压ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可(高压ガス保安法5条1項)及び充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
179	広島県、宮城県	下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出資料の簡素化	下水道法に基づく下水道事業計画の協議及び都市計画法に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料について、電子媒体による提出を可能とすることを求める。 また、資料を紙媒体で提出する場合にも、共通する資料は一方の手続における提出をもって足りることとし、再度の提出を不要とすることを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (12)下水道法(昭33法79)及び都市計画法(昭43法100) 公共下水道又は流域下水道の事業計画の協議等(下水道法4条2項及び4項並びに25条の2第2項及び5項)及び下水道に関する都市計画事業の認可の申請(都市計画法60条1項)に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知、令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)]
180	広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会	地方公共団体の取り組みを阻害しない形での旅券発給業務の電子申請の導入	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身近な窓口を」「どこでも」利用できるようにするため、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、こうしたこれまでの地方独自の住民利便性向上のための取組成果が電子申請でも利用できるようなするなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。	デジタル庁、外務省	5【デジタル庁(3)】【外務省(2)】 旅券法(昭26法267) 一般旅券の発給の申請及び紛失又は焼失の届出に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。
182	広島市	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関し、包括承認事項に該当する場合の文部科学省への報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。	文部科学省	5【文部科学省】 (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。
183	広島市	離島活性化交付金の弾力的運用	離島活性化交付金を活用し整備する災害時電力供給システムについて、当該交付金の目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的外使用(平時における利用)が可能となるよう、当該交付金で整備した施設の使用範囲の拡大を求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (7)離島振興法(昭28法72) 離島活性化交付金の防災機能強化事業については、地方公共団体での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないと認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
184	広島市	農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化	農業に伴う野外焼却が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では焼却禁止の例外とされている一方で、厚生省からの通知においては「処理基準を順守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」としていることについて、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を、指導の対象とするか否かについて、例えば、地域において軽微な焼却に係るルール作りが行われていることをもって、各地方公共団体が判断することができる」旨の見解を、通知等で明確にするよう求める。	環境省	5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 廃棄物の焼却禁止(16条の2)については、その例外である同条3号に掲げる場合においても必要に応じて、措置命令(19条の4第1項)その他行政指導等を行うことが可能であることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)]

185	広島市、広島県	認定農業者等が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権により使用している農地の所有権移転に係る許可要件の緩和等	認定農業者等の担い手が農業経営基盤促進法に基づく利用権に基づき営農している農地が売買される場合において、当該担い手が当該農地につき所有権移転後も利用権の設定を受け、営農を継続することが確実なときには、購入予定者が農地法第3条第2項第1号で定める全部耕作要件に該当しない場合でも所有権移転が認められるよう、制度改正を求める。 具体的には、上記のようなケースを農地法施行令第2条の不許可の例外事例として加えることや、農地法第3条の許可不要事例として加えることを求める。	農林水産省	—
-----	---------	---	---	-------	---

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（山口県関連）（3件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
71	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	循環型社会形成推進 交付金の事務の簡素 化	国の予算区分毎に別葉で作成することとされてい る循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び 実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同 時期に内示される予算については、内訳で予算区 分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体 毎にまとめて作成できるようにすること。	環境省	5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体に おける事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごと一括して提出 することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環 境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
72	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	送電施設等に営巣し たカラスの卵及びヒナ の除去に係る捕獲許 可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラ スの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合 は、許可を不要とすること。	環境省	—
73	山口県、九州 地方知事会	認可地縁団体の合併 に係る手続きの簡素 化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法 に規定するなどした上で、吸収される側の団体は 合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き 継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要 とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村に とって負担の少ない手続きとすること。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項) については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続を新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁 的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第 1項)については、その回数を3回以上から1回とする。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（徳島県関連）（17件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
128	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点12】	都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止	厚生労働省	5【厚生労働省】 (30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160)都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
140	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点36】	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合
141	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点37】	管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。	法務省、国土交通省	5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
147	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	総務省	5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
148	宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市、神戸市、関西広域連合	介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。	総務省、厚生労働省	5【総務省(10)】【厚生労働省(40)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の還付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 [措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)]
153	兵庫県、京都府、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正	令和2年の地方からの提案等を受け総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等において、公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務についても国土交通省と連携し検討を行い、当該損害賠償金について私人に委託できるよう制度改正を求める。	総務省、国土交通省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。

155	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
156	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  【重点32】	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
157	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点13】	都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。
158	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市  【重点4】	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定められている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(iv)】【厚生労働省(50)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
161	徳島県、愛媛県、高知県  【重点32】	地域再生計画認定手続きの見直し	地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。
194	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県  【重点36】	住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合

196	高知県、徳島県、愛媛県	都道府県漁業調整規則の認可制度の簡素化	都道府県漁業調整規則の変更の内、法制執務に係ること等については、同規則の認可の際、都道府県の裁量を広く認めること(国の規則例が技術的助言であることの明確化を含む)を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) 都道府県が漁業調整規則の制定及び改正(漁業法57条4項及び119条2項並びに水産資源保護法4条1項)に当たって参考とする都道府県漁業調整規則例(令2水産庁長官)については、都道府県の円滑な事務の実施に資するよう、その解釈を明確化し、改めて都道府県に令和3年度中に周知する。
197	高知県、新潟県、浜松市、徳島県、香川県、愛媛県	地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し	地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付申請の円滑化のために申請に係る情報共有の在り方等を見直すように求める。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。
217	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪市、堺市  【重点7】	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xiv)管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12 厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
219	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県  【重点15】	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	環境省	5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10 法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15 法130)及び気候変動適応法(平30法50) (i)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)21 条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。
220	鳥取県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合  【重点29】	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	国土交通省	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。

## 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（香川県関連）（2件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
194	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県  【重点36】	住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合
197	高知県、新潟県、浜松市、徳島県、香川県、愛媛県	地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し	地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付申請の円滑化のために申請に係る情報共有の在り方等を見直すように求める。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（愛媛県関連）（11件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
17	松山市、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町	児童福祉施設等の衛生管理に係る大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく記録事務等の簡素化	児童福祉施設及び認可外保育施設の衛生管理に係る参考資料である「大量調理施設衛生管理マニュアル」について、衛生管理に關しての点検及び記録の必要性や記録簿等の様式及び保管期間等について、マニュアル策定時点からの食材の保存、運搬技術等の向上も踏まえた上で検討し、可能な限り簡素化することを求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び食品衛生法(昭22法233) 児童福祉施設等における衛生管理については、個々の現場の実態を踏まえた適切な衛生管理の推進を図るため、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」(平9厚生省生活衛生局食品保健課長)及び「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒の予防について」(平9厚生省児童家庭局企画課長)等の通知を改正し、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供するもの以外の施設に対して、地方公共団体は「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平9厚生省生活衛生局長)に限らず、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考に指導を行うことも可能であることを令和3年度中に明確化する。 それを前提に、上記の取扱いを踏まえた児童福祉施設への指導に資する方策について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
56	砥部町、松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松野町、愛南町	マイナンバーカードの代理人への交付が認められるケースの拡充	学業や仕事が多忙であることや、施設には入所していないものの高齢であることにより本人が役所窓口に来庁することが困難な場合においても、代理人へのマイナンバーカードの交付を可能とする。また、申請者が仕事や学業の都合で、住民票を移さずに県外で生活しているような場合の代理交付時における、本人確認の簡素化を求める。	総務省	5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)個人番号カードの代理人への交付については、交付申請者が居宅サービス(介護保険法(平9法123)8条1項)を受けている場合における交付申請者の本人確認の方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
57	砥部町、宇和島市、新居浜市、大洲市、東温市、上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録されていない外国に住所を有する者への在外投票に係る取扱いの適正化	在外選挙人名簿から抹消された者が誤って投票することがないように制度の改正等を求める。	総務省、外務省	5【総務省(4)(i)】【外務省(1)】 公職選挙法(昭25法100) 一時帰国により在外選挙人名簿に登録されている者を当該名簿から抹消した場合における市町村(特別区を含む。)の選挙管理委員会による通知(施行令23条の14第1項)を受け取った場合の在外公館の対応については、在外選挙人に対する抹消の事実の周知を図るため、在外選挙事務処理要領を改訂し、その留意事項を在外公館に周知する。 [措置済み(令和3年9月27日付け大臣発各在外公館長宛公電)] また、在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿(施行令23条の10)の各在外公館間における情報共有が可能となるよう当該システムの改修について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
161	徳島県、愛媛県、高知県  【重点32】	地域再生計画認定手続きの見直し	地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。
166	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化	保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づく業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。また、衛生行政報告例にあわせた集計作業を廃止すること。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
177	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命令する場合のみ提出させることとする。	環境省	5【農林水産省(17)】【環境省(12)】 土壤汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

194	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県  【重点36】	住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合
196	高知県、徳島県、愛媛県	都道府県漁業調整規則の認可制度の簡素化	都道府県漁業調整規則の変更の内、法制執務に係ること等については、同規則の認可の際、都道府県の裁量を広く認めること(国の規則例が技術的助言であることの明確化を含む)を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) 都道府県が漁業調整規則の制定及び改正(漁業法57条4項及び119条2項並びに水産資源保護法4条1項)に当たって参考とする都道府県漁業調整規則例(令2水産庁長官)については、都道府県の円滑な事務の実施に資するよう、その解釈を明確化し、改めて都道府県に令和3年度中に周知する。
197	高知県、新潟県、浜松市、徳島県、香川県、愛媛県	地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し	地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付申請の円滑化のために申請に係る情報共有の在り方等を見直すように求める。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。
203	愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し	土壌汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意について、土地改良事業の実施に係る同意書で代替可能とする。	農林水産省、環境省	5【農林水産省(17)】【環境省(12)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
204	愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町  【重点33】	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できること等の明確化等	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。	消費者庁	5【消費者庁】 (1)消費者基本法(昭43法78)及び消費者教育の推進に関する法律(平24法61) (i)地方版消費者基本計画並びに都道府県消費者教育推進計画及び市町村消費者教育推進計画(消費者教育の推進に関する法律10条1項及び2項)については、以下の措置を講ずる。 ・地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体名を明示しないこととする。 [措置済み(地方消費者行政強化作戦2020政策目標ごとの現状(令和2年度現況調査))] ・地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること、地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (ii)消費者基本計画(消費者基本法9条1項)と消費者教育の推進に関する基本的な方針(消費者教育の推進に関する法律9条1項)については、両者の対象期間を一致させるため、次期消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間について、消費者教育推進会議の意見を聴いた上で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（高知県関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
118	高知市、郡山市	子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額算定事務等に係る地方税情報のマイナンバー制度における情報連携項目の追加	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補給給付事業に関する事務手続において対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「給与収入額」「公的年金等収入額」「本人該当区分(同一生計内配偶者、控除対象障害者、控除対象寡婦・ひとり親、控除対象勤労学生、扶養控除対象、16歳未満扶養親族)」をマイナンバー制度において情報連携できるようにしていただきたい。	内閣府、デジタル庁	—
119	高知市	DV等支援措置において、市区町村が行っている情報伝達の運用に関する統一した指針の策定	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカ行爲等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。)において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的な方法を定めた指針を策定すること等により明確化すること。	総務省	5【総務省】 (9)住民基本台帳法(昭42法81) (iv)DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・転送の方法や内容等を明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]
161	徳島県、愛媛県、高知県  【重点32】	地域再生計画認定手続きの見直し	地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。
168	埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、静岡県、高知県  【重点3】	小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化	小児慢性特定疾病指定医の指定等の申請先を一元化し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医と同様に、指定医の申請は主として診断を行う医療機関のある都道府県等のみ行うよう見直すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (vi)小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、都道府県等並びに指定医の負担軽減を図るため、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)を改正し、診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととし、その旨を都道府県等及び関係機関に周知する。
194	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県  【重点36】	住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	総務省、国土交通省	5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合
196	高知県、徳島県、愛媛県	都道府県漁業調整規則の認可制度の簡素化	都道府県漁業調整規則の変更の内、法制執務に係ること等については、同規則の認可の際、都道府県の裁量を広く認めること(国の規則例が技術的助言であることの明確化を含む)を求める。	農林水産省	5【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) 都道府県が漁業調整規則の制定及び改正(漁業法57条4項及び119条2項並びに水産資源保護法4条1項)に当たって参考とする都道府県漁業調整規則例(令2水産庁長官)については、都道府県の円滑な事務の実施に資するよう、その解釈を明確化し、改めて都道府県に令和3年度中に周知する。

197	高知県、新潟県、浜松市、徳島県、香川県、愛媛県	地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し	地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付申請の円滑化のために申請に係る情報共有の在り方等を見直すように求める。	内閣府	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。
-----	-------------------------	---------------------------	--	-----	---

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（福岡県関連）（8件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
67	福岡県、九州 地方知事会、 宮城県、新潟 県、岐阜県、 岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
68	長崎県、九州 地方知事会  【重点8】	臨床研修を行うための基準(入院患者実数年間3,000名以上等)における知事の裁量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)第2の5(1)エの基準に係る都道府県知事の裁量権の拡大(二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合に限り、入院患者実数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和等が困難である場合は、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言であり、当該基準を参酌して地方の実情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (ii)基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	長崎県、九州 地方知事会	国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局からの情報提供方法等の見直し	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)による地方厚生局からの情報提供方法等の見直し(①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書の移管、もしくは、メールでの文書提供を認めること。②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提出を認めること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (i)国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)]
70	大分県、九州 地方知事会	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	国土交通省	5【国土交通省】 (13)河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
71	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	国の予算区分毎に別葉で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	環境省	5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
72	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナの除去に係る捕獲許可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。	環境省	—

73	山口県、九州 地方知事会	認可地縁団体の合併 に係る手続きの簡素 化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法 に規定するなどした上で、吸収される側の団体は 合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き 継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要 とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村に とって負担の少ない手続きとすること。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項) については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続きを新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁 的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第 1項)については、その回数を3回以上から1回とする。
132	仙台市、札幌 市、福島県、 さいたま市、 横浜市、相模 原市、浜松 市、名古屋 市、京都市、 岡山市、広島 市、北九州 市、福岡市、 熊本市  【重点10】	被保護者が居所不明 となった場合の生活 保護の廃止に係る 取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の 廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示 送達に依るべきこととする場合には、公示送達に 関する規定を生活保護関係法令に新たに設けるこ と。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を 設けることが困難な(民法の規定に依ることとす る)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこ と。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共 団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを 検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（佐賀県関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
67	福岡県、九州 地方知事会、 宮城県、新潟 県、岐阜県、 岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
68	長崎県、九州 地方知事会  【重点8】	臨床研修を行うための基準(入院患者実数年間3,000名以上等)における知事の裁量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)第2の5(1)エの基準に係る都道府県知事の裁量権の拡大(二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合に限り、入院患者実数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和等が困難である場合は、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言であり、当該基準を参酌して地方の実情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (ii)基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	長崎県、九州 地方知事会	国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局からの情報提供方法等の見直し	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)による地方厚生局からの情報提供方法等の見直し(①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書の移管、もしくは、メールでの文書提供を認めること。②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提出を認めること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (i)国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)]
70	大分県、九州 地方知事会	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	国土交通省	5【国土交通省】 (13)河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
71	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	国の予算区分毎に別葉で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	環境省	5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
72	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナの除去に係る捕獲許可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。	環境省	—

73	山口県、九州 地方知事会	認可地縁団体の合併 に係る手続きの簡素 化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法 に規定するなどした上で、吸収される側の団体は 合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き 継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要 とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村に とって負担の少ない手続きとすること。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項) については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続きを新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁 的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第 1項)については、その回数を3回以上から1回とする。
----	-----------------	-----------------------------	--	-----	--

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（長崎県関連）（10件）

管理番号	提案団体名	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容
67	福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
68	長崎県、九州地方知事会  【重点8】	臨床研修を行うための基準（入院患者実数年間3,000名以上等）における知事の裁量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知）第2の5(1)エの基準に係る都道府県知事の裁量権の拡大（二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合に限り、入院患者実数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和等が困難である場合は、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言であり、当該基準を参酌して地方の実情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。）	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14) 医師法(昭23法201) (ii) 基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	長崎県、九州地方知事会	国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局からの情報提供方法等の見直し	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱いについて（令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡）による地方厚生局からの情報提供方法等の見直し（①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書の移管、もしくは、メールでの文書提供を認めること。②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提出を認めること。）	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14) 医師法(昭23法201) (i) 国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)]
70	大分県、九州地方知事会	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	国土交通省	5【国土交通省】 (13) 河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
71	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	国の予算区分毎に別業で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	環境省	5【環境省】 (14) 循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
72	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナの除去に係る捕獲許可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。	環境省	—

73	山口県、九州地方知事会	認可地縁団体の合併に係る手続きの簡素化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、吸収される側の団体は合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村にとって負担の少ない手続きとすること。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項)については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続きを新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第1項)については、その回数を3回以上から1回とする。
90	長崎市	電子化文書の原本性の担保に係る法整備等	電子化した行政文書の原本性を担保できる法整備又は技術的指針等の策定を求めるもの。	内閣府、総務省	5【内閣府(15)】【総務省(13)】 公文書等の管理に関する法律(平21法66) 地方公共団体における紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の具体的な手順や留意事項等については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、34条の趣旨を踏まえ、国における取扱い及び手順等を地方公共団体に情報提供する。 [措置済み(令和3年11月16日付け内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡)]
91	長崎市	障害支援区分の認定調査における面接方法の規制緩和	障害支援区分の認定を行うための、障害者等又は障害児の保護者に対する認定調査について、対面方式の面接に限らず、一定の基準を設けるなどした上でオンライン方式により実施できるよう、コロナ禍における臨時的な規制緩和を求める。 【基準例】 ・面会規制により認定調査ができない施設等の入所者であること ・一定の知見を有する医師・看護師等が認定調査に同席すること ・認定調査員の指示・指導の下、申請者の心身の状況を確認すること ・障害支援区分認定審査会資料にオンラインで調査を実施したことが分かるように記載すること など	厚生労働省	5【厚生労働省】 (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)障害者支援区分の認定等に係る調査(20条2項)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、臨時的な取扱いとして、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置が取られることにより、当該施設等に入所している対象者への認定調査が困難な場合であって、一定の条件を満たす場合において、情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年8月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)]
139	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪府、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)について、実習施設を保健所等に限定することなく、学内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。  ※1:管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について(平成14年4月1日14文科高第27号、健発第0401009号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※2:管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年9月25日13文科高第405号健発第938号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知)	文部科学省、厚生労働省	5【文部科学省(6)】【厚生労働省(11)】 栄養士法(昭22法245) 臨地実習(施行規則別表4)については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（熊本県関連）（11件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
67	福岡県、九州 地方知事会、 宮城県、新潟 県、岐阜県、 岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
68	長崎県、九州 地方知事会  【重点8】	臨床研修を行うための基準(入院患者実数年間3,000名以上等)における知事の裁量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)第2の5(1)エの基準に係る都道府県知事の裁量権の拡大(二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合に限り、入院患者実数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和等が困難である場合は、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言であり、当該基準を参酌して地方の実情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (ii)基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	長崎県、九州 地方知事会	国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局からの情報提供方法等の見直し	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)による地方厚生局からの情報提供方法等の見直し(①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書の移管、もしくは、メールでの文書提供を認めること。②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提出を認めること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (i)国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)]
70	大分県、九州 地方知事会	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	国土交通省	5【国土交通省】 (13)河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
71	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	国の予算区分毎に別葉で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	環境省	5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
72	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナの除去に係る捕獲許可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。	環境省	—

73	山口県、九州地方知事会	認可地縁団体の合併に係る手続きの簡素化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、吸収される側の団体は合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村にとって負担の少ない手続きとすること。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項)については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続きを新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第1項)については、その回数を3回以上から1回とする。
106	熊本市  【重点30】	下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し	公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるとき等は、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。 仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。	国土交通省、環境省	5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (iii)公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。
108	熊本市	放課後児童健全育成事業における徴収金収納事務の私人委託	放課後児童健全育成事業における公立公営の放課後児童クラブに係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令第158条を改正し当該徴収金の歳入区分を私人委託可能な項目として加える、又は児童福祉法等の個別法令に私人委託を可能とするよう定めるなど、当該徴収金の収納事務について私人に委託することを可能にすることを求める。	総務省、厚生労働省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  【重点10】	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
170	埼玉県、熊本県	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「ダイオキシン類特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、地点数を見直すことができるようにすること。	環境省	5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (i)大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（大分県関連）（8件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
52	津久見市  【重点11】	薬剤師法に基づく調剤制限等の規制緩和	へき地におけるオンライン診療において、一定の要件を満たした場合、診療所の薬を患者に提供できるよう規制を緩和する。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (35)薬剤師法(昭35法146) 離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行うPTPシート等で包装されたままの医薬品の取り揃えの状況等を確認することで、当該医薬品の提供を可能とする考え方や条件等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
67	福岡県、九州 地方知事会、 宮城県、新潟 県、岐阜県、 岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
68	長崎県、九州 地方知事会  【重点8】	臨床研修を行うための基準(入院患者実数年間3,000名以上等)における知事の裁量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)第2の5(1)エの基準に係る都道府県知事の裁量権の拡大(二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合に限り、入院患者実数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和等が困難である場合は、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言であり、当該基準を参酌して地方の実情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (ii)基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	長崎県、九州 地方知事会	国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局からの情報提供方法等の見直し	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱いについて(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)による地方厚生局からの情報提供方法等の見直し(①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書の移管、もしくは、メールでの文書提供を認めること。②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提出を認めること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (i)国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)]
70	大分県、九州 地方知事会	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	国土交通省	5【国土交通省】 (13)河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
71	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	国の予算区分毎に別業で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	環境省	5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

72	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナの除去に係る捕獲許可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。	環境省	—
73	山口県、九州地方知事会	認可地縁団体の合併に係る手続きの簡素化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、吸収される側の団体は合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村にとって負担の少ない手続きとすること。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項)については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続を新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第1項)については、その回数を3回以上から1回とする。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（宮崎県関連）（9件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
4	宮崎市	マイナンバーカード交付時における暗証番号の設定方法の見直し	交付時来庁方式において、カード交付申請時にあわせて暗証番号を設定依頼する手続きを追加するなどして、マイナンバーカード交付の際に行われる暗証番号の設定について、市町村における事前の設定を可能とすること。 また、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領及び公的個人認証サービス事務処理要領等に定める暗証番号の設定手続きに関して、統合端末の操作が困難な利用者に対しては市区町村職員が代行して統合端末の操作を行うことが可能である旨明文化すること。	総務省	5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令(平26総務省令85)33条)については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力に困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。
32	延岡市  【重点19】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の医師の届出における経由先の追加	保健所設置市等以外の市町村が設置した検査施設において、医師が同法第12条第1項第1号に掲げる者を診断した場合は、施設を設置した市町村長を経由して最寄りの保健所長に届け出ることが可能となるよう法改正を求める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (46)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 感染症に関する情報については、以下のとおりとする。 ・都道府県から保健所設置市等以外の市町村への提供については、個人情報保護条例との関係を整理した上で可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年9月6日付け厚生労働省健康局結核感染症課長、総務省自治行政局行政課長通知)] ・都道府県から保健所設置市等以外の市町村への提供の在り方については、都道府県と市町村との連携(44条の3第6項)が円滑に実施されるよう、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
67	福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
68	長崎県、九州地方知事会  【重点8】	臨床研修を行うための基準(入院患者実数年間3,000名以上等)における知事の裁量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)第2の5(1)エの基準に係る都道府県知事の裁量権の拡大(二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合に限り、入院患者実数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和等が困難である場合は、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言であり、当該基準を参酌して地方の実情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (ii)基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	長崎県、九州地方知事会	国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局からの情報提供方法等の見直し	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)による地方厚生局からの情報提供方法等の見直し(①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書の移管、もしくは、メールでの文書提供を認めること。②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提出を認めること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (i)国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)]
70	大分県、九州地方知事会	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	国土交通省	5【国土交通省】 (13)河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

71	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	国の予算区分毎に別葉で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	環境省	5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごと一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
72	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナの除去に係る捕獲許可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。	環境省	—
73	山口県、九州地方知事会	認可地縁団体の合併に係る手続きの簡素化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、吸収される側の団体は合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村にとって負担の少ない手続きとすること。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項)については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続を新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第1項)については、その回数を3回以上から1回とする。

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（鹿児島県関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
67	福岡県、九州 地方知事会、 宮城県、新潟 県、岐阜県、 岡山県	セーフティネット保証4 号と同じ事由で危機 関連保証が発動した 場合におけるセーフ ティネット保証4号の 指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
68	長崎県、九州 地方知事会  【重点8】	臨床研修を行うための 基準(入院患者実 数年間3,000名以上 等)における知事の裁 量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)第2の5(1)エの基準に係る都道府県知事の裁量権の拡大(二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合に限り、入院患者実数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和等が困難である場合は、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言であり、当該基準を参酌して地方の実情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (ii)基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	長崎県、九州 地方知事会	国から地方公共団体 への事務・権限の移 譲に伴う地方厚生局 からの情報提供方法 等の見直し	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)による地方厚生局からの情報提供方法等の見直し(①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書の移管、もしくは、メールでの文書提供を認めること。②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提出を認めること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (i)国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)]
70	大分県、九州 地方知事会	河川法に基づく河川 整備基本方針及び河 川整備計画の作成に 関する規制緩和	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	国土交通省	5【国土交通省】 (13)河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
71	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	循環型社会形成推進 交付金の事務の簡素 化	国の予算区分毎に別葉で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	環境省	5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
72	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	送電施設等に営巣し たカラスの卵及びヒナ の除去に係る捕獲許 可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。	環境省	—

73	山口県、九州 地方知事会	認可地縁団体の合併 に係る手続きの簡素 化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法 に規定するなどした上で、吸収される側の団体は 合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き 継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要 とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村に とって負担の少ない手続きとすること。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項) については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続きを新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁 的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第 1項)については、その回数を3回以上から1回とする。
----	-----------------	-----------------------------	--	-----	--

# 令和3年の地方からの提案に関する対応方針（沖縄県関連）（7件）

管理番号	提案団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)記載内容
67	福岡県、九州 地方知事会、 宮城県、新潟 県、岐阜県、 岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	経済産業省	—
68	長崎県、九州 地方知事会  【重点8】	臨床研修を行うための基準(入院患者実数年間3,000名以上等)における知事の裁量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)第2の5(1)エの基準に係る都道府県知事の裁量権の拡大(二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合に限り、入院患者実数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和等が困難である場合は、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言であり、当該基準を参酌して地方の実情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (ii)基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	長崎県、九州 地方知事会	国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局からの情報提供方法等の見直し	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)による地方厚生局からの情報提供方法等の見直し(①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書の移管、もしくは、メールでの文書提供を認めること。②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提出を認めること。)	厚生労働省	5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (i)国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)]
70	大分県、九州 地方知事会	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	国土交通省	5【国土交通省】 (13)河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
71	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	国の予算区分毎に別葉で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	環境省	5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
72	山口県、九州 地方知事会、 中国地方知 事会	送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナの除去に係る捕獲許可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。	環境省	—

73	山口県、九州 地方知事会	認可地縁団体の合併 に係る手続きの簡素 化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法 に規定するなどした上で、吸収される側の団体は 合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き 継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要 とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村に とって負担の少ない手続きとすること。	総務省	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項) については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続きを新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁 的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第 1項)については、その回数を3回以上から1回とする。
----	-----------------	-----------------------------	--	-----	--